

## 第2次飯塚市男女共同参画後期プラン（素案）

令和3年9月

# 目次

---

## 第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
5	男女を取り巻く社会情勢の変化	4

## 第2章 計画の基本的な考え方

1	第2次前期計画の成果と課題	11
2	計画策定の視点	12
3	計画の基本理念	15
4	計画の基本目標	16
5	SDGsと本プランの関連について	17
6	計画の体系	17

## 第3章 基本目標達成に向けた施策の展開

<b>基本目標1</b>	<b>あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり</b>	19
重点目標1	意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進	19
重点目標2	人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	25
重点目標3	国際的視野に立った男女共同参画の推進	31
<b>基本目標2</b>	<b>あらゆる分野における女性の活躍推進</b>	34
重点目標1	社会における意思決定過程への女性の参画の促進	34
重点目標2	働く場における女性の活躍推進	40
重点目標3	ワーク・ライフ・バランスの推進	47
<b>基本目標3</b>	<b>男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり</b>	53
重点目標1	家庭における男女共同参画の促進	53
重点目標2	地域社会への男女共同参画の促進	60
重点目標3	性の尊重とあらゆる暴力の根絶	67
重点目標4	様々な困難を抱える人への支援	78

---

## 第4章 計画実現のために

1	計画推進体制の充実・強化	85
2	市民や事業者と行政との協働	87
3	男女共同参画推進センター「サンクス」の機能充実	88
4	法的制度の整備・充実	89
5	国・県等との連携・協力体制の充実	89

## 資料編

1	男女共同参画関係用語	
2	飯塚市男女共同参画推進条例・施行規則	
3	飯塚市男女共同参画推進センター条例・施行規則	
4	飯塚市男女共同参画推進本部設置規程	
5	福岡県男女共同参画推進条例	
6	男女共同参画社会基本法	
7	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
8	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
9	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	
10	男女共同参画に関する国内外及び飯塚市の動き	
11	部課別具体的施策一覧（参考）	
12	飯塚市男女共同参画推進委員会委員名簿	

※資料編のページは、後日調整する。



# 第1章

## 計画の概要



## 1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題と位置づけています。

本市では、平成19年7月に制定した「飯塚市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、同年8月、平成28年度までを期限とする「飯塚市男女共同参画プラン」（以下「前計画」という。）を策定しました。計画期間の終了に伴い、引き続き、令和8年度を目標年度とする「第2次飯塚市男女共同参画プラン」（以下「第2次前期計画」という。）を平成29年3月に策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、男女共同参画の実現に向けて、解決しなければならない課題は未だ多く存在しています。

この第2次前期計画は中間年度である令和3年度に見直しを行い、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」を策定しました。

また、今後も生産年齢人口の減少による経済成長力の低下が懸念される中、平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が制定、平成30年5月には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、様々な分野での女性の活躍への期待と関心が一層高まりつつあります。

さらに、配偶者等からの暴力や性暴力は、個人の尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の実現を阻害するものであり、その根絶に向けて引き続き取り組むべき重要な課題です。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、飯塚市男女共同参画推進条例第17条第1項に基づいて策定される、男女共同参画社会基本法第14条第3項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、飯塚市における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。

また、策定にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次福岡県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「第2次飯塚市総合計画」をはじめとする各種計画との整合を図っています。

なお、「第3章 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進」を達成するための取組には、女性の職業生活における活躍の推進に係る取組を含んでおり、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村女性活躍推進計画)」を包含した計画と位置づけます。

また、「基本目標3 男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり」の「重点目標3 性の尊重とあらゆる暴力の根絶」に係る部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく基本計画(DV対策基本計画)としても位置づけ、あわせて「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」も踏まえ施策を一体的に推進することとします。

### 3 計画の期間

この計画は、「第2次前期計画」の後期計画と位置づけ、令和4年度から令和8年度を目標年度とする5か年計画とします。そのため、第3章の重点目標ごとに定める数値目標は令和8年度の目標値とします。

### 4 計画の策定体制

#### (1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「男女共同参画に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施しました。

#### ●市民意識調査の実施概要

調査対象	市内在住の満18歳以上の男女から無作為抽出した3,000人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和3年4月1日～4月15日(調査基準日:4月1日)
回収結果	有効回収数:1,123件(有効回収率:37.4%)

## (2) 女性の労働状況に関する事業所調査の実施

働く場における女性の活躍に関する施策を検討する基礎資料として、本市に所在する事業所における従業員の就業状況等を把握するために、「女性の労働状況に関する事業所調査」（以下「事業所調査」という。）を実施しました。

### ●事業所調査の実施概要

調査対象	飯塚商工会議所、飯塚市商工会及び飯塚医師会の協力により抽出した、市内に所在する1,000事業所
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和3年1月5日～1月29日（調査基準日：1月1日）
回収結果	有効回収数：322件（有効回収率：32.2%）

## (3) 飯塚市男女共同参画推進委員会等における審議

本計画の策定にあたっては、飯塚市男女共同参画推進条例第39条に基づき、学識経験者や関係行政機関の職員、社会活動団体の代表、公募の委員で構成する「飯塚市男女共同参画推進委員会」において、必要な事項について審議を行いました。

また、計画素案を検討するため、同委員会の下部機関として「飯塚市男女共同参画プラン策定専門部会」を設置し、本計画に包括する女性活躍推進計画、DV対策基本計画を含めた幅広い意見の集約を行いました。

## (4) 市民意見募集の実施

令和3年12月に、計画案を公表し市民からの意見募集を行いました。



## 5 男女を取り巻く社会情勢の変化

### (1) 少子高齢化の進展

本市における平成2年以降の年齢3区分別人口の推移（図1-1参照）を見ると、15歳未満の年少人口が減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口は増加を続けており、両者の割合差は年々広がる傾向にあります。

また、本市の合計特殊出生率は、国や福岡県より高く推移していますが、依然として人口維持に必要とされる人口置換水準（2.07）を大きく下回る状態が続いています（図1-2参照）。さらに、人口ピラミッド（図1-3参照）を見てもわかるように、現在65～69歳に次いで人口の多い60～64歳が、今後順次高齢期に移行していくため、高齢化はさらに急速に進行することが予想されます。

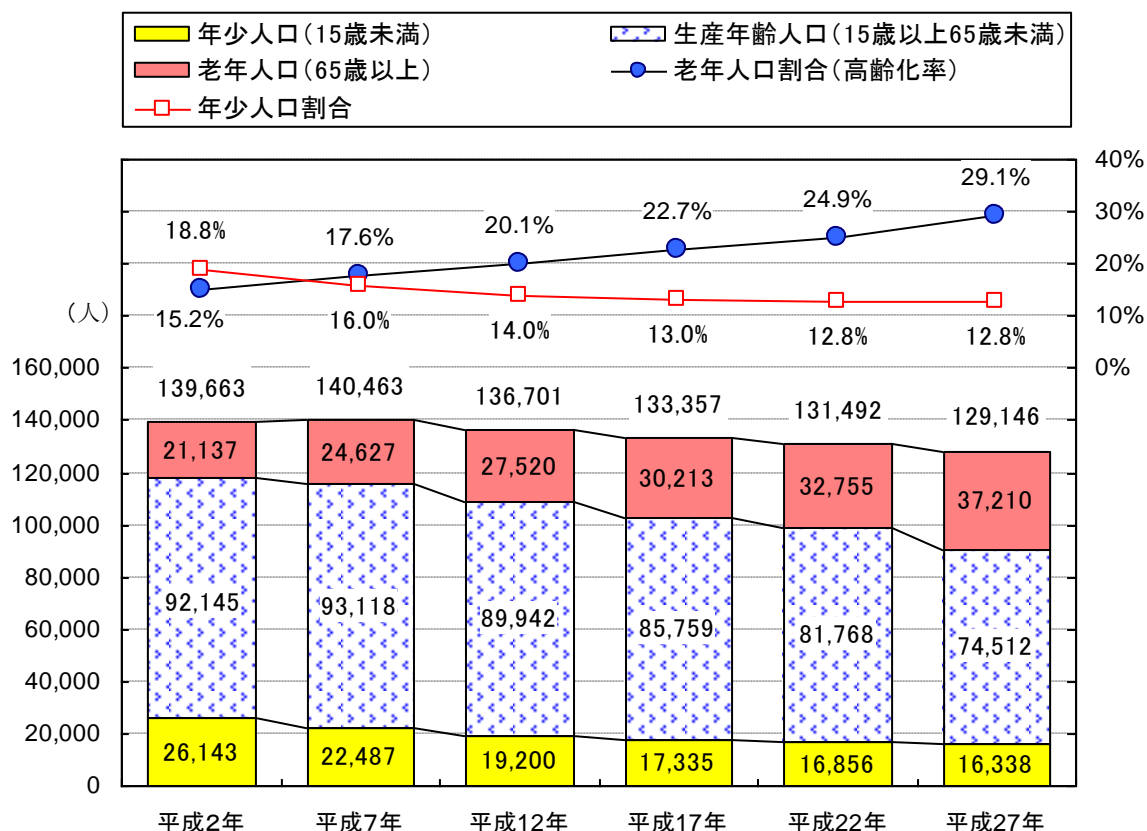
このような少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増加と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、社会のあらゆる仕組みの中に、高齢者の自立を支え、社会参加を促すハード・ソフト両面の整備が必要です。

また、少子化については、晩婚化・非婚化が主な要因とされていますが（図1-4参照）、家庭生活における役割分担の偏りからくる、子育てに対する精神的な不安感・孤独感、仕事との両立の難しさや、子育てや教育にかかる経済的負担など多くの要因が複雑に作用する中で個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。

このような状況に対し、本市における最上位計画と位置付けられている「第2次飯塚市総合計画」では、男女共同参画社会の実現に向けての人づくりと女性が活躍する社会づくりのため、市の審議会等に女性委員の積極的登用を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた企業などへの働きかけを明記しています。

本計画においても女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの促進など、既存の子育て支援施策に加え、結婚や子育てなどの人生の節目・転換期に対応した長期的な視点に立った生活設計や、個人の望む人生設計が実現できるような施策の展開が求められています。

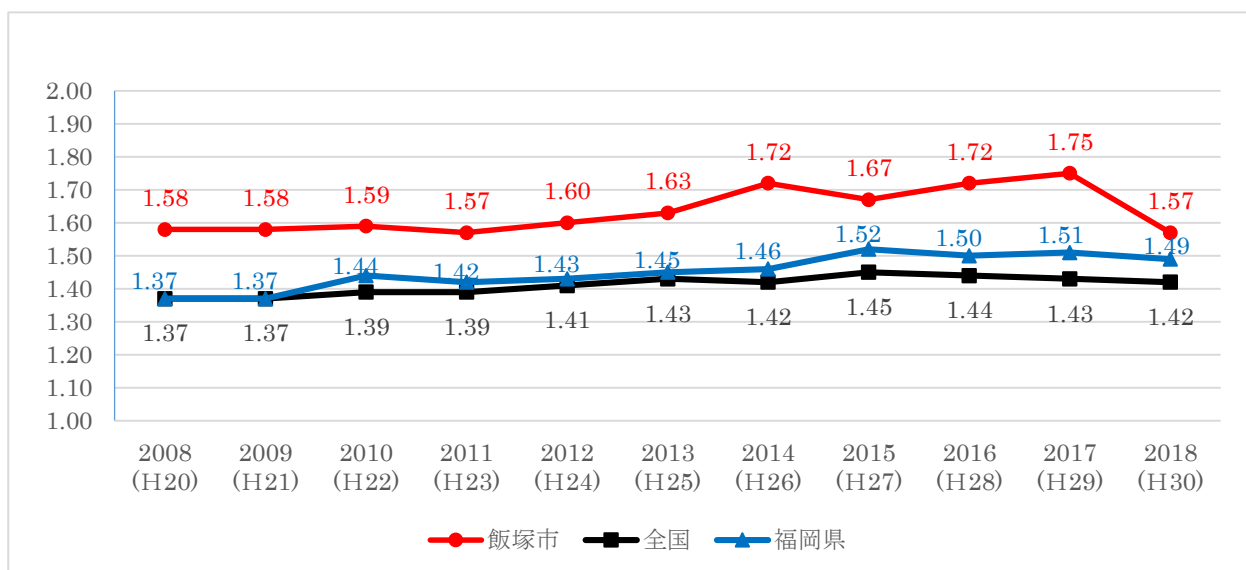
図 1-1 年齢3区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳を含む。

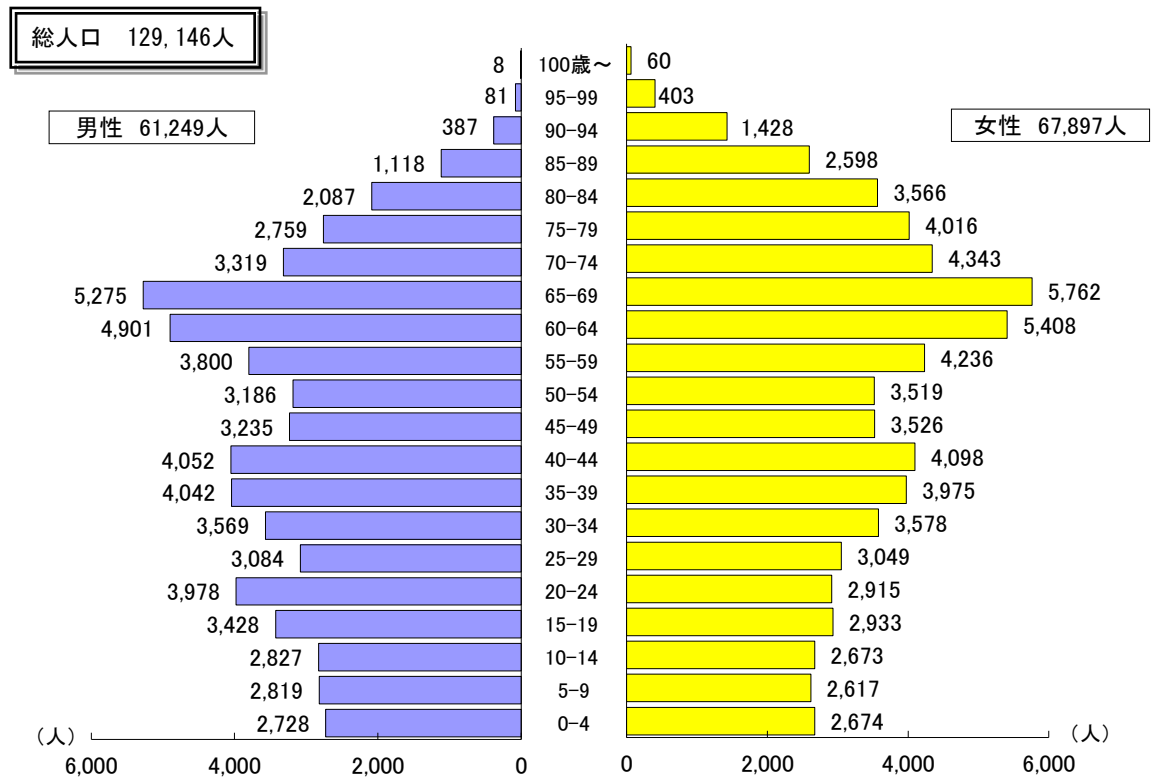
資料：国勢調査

図 1-2 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省人口動態統計  
飯塚市は独自算出

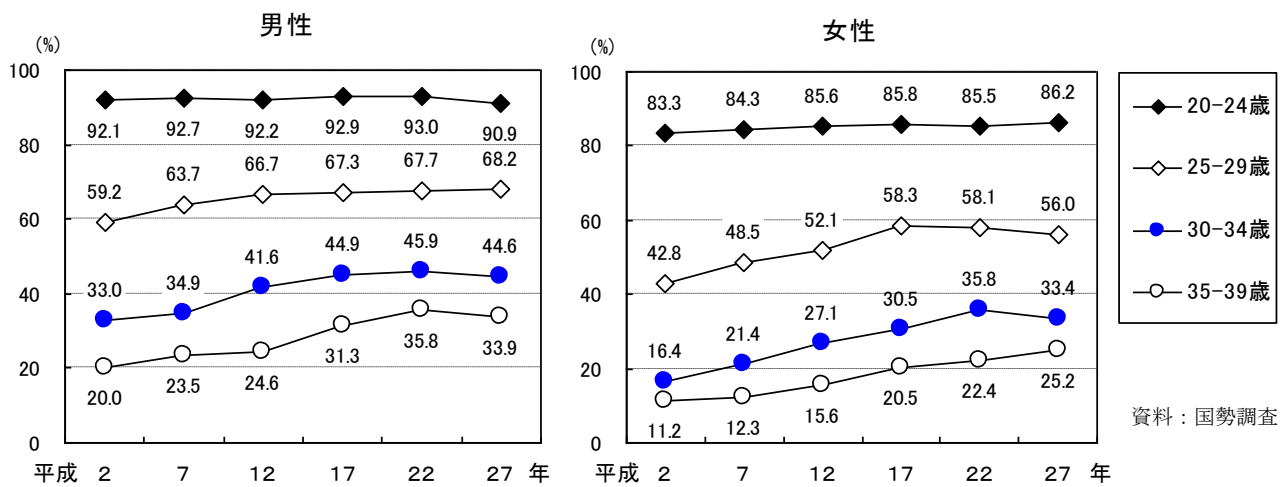
図1-3 飯塚市の人口ピラミッド（平成27年10月1日現在）



※総人口、男性・女性の合計人数には年齢不詳を含む。

資料: 国勢調査

図1-4 年齢階層別未婚率の推移



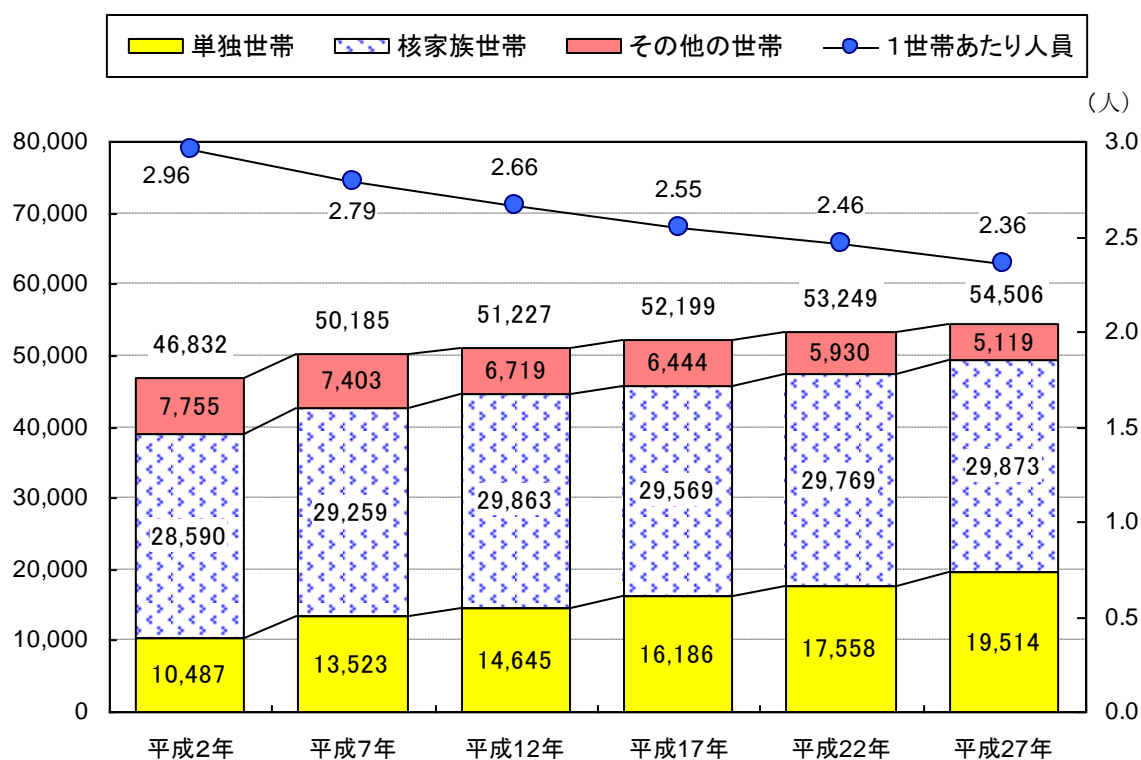
資料: 国勢調査

## (2) 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行したのは数十年前からですが、近年は、さらに1人や2人の世帯が増える傾向にあり、平成27年における本市の1世帯あたりの平均人数は2.36人となっています（図1-5参照）。これは、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えていることでもあります。若い世代にも同じような傾向が見られるようです。世帯人数の減少は、必然的に家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなり、家庭の安定を保つには、従来の固定的な性別役割分担を解消し、男女が共に家事や育児を担っていくことが必要です。

また、ひとり親家庭の増加は、貧困など様々な困難を抱える人の増加にもつながっており、次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも、各家庭の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっています。

図1-5 一般世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



※一般世帯：総世帯から施設等の世帯を除いたもの

資料：国勢調査

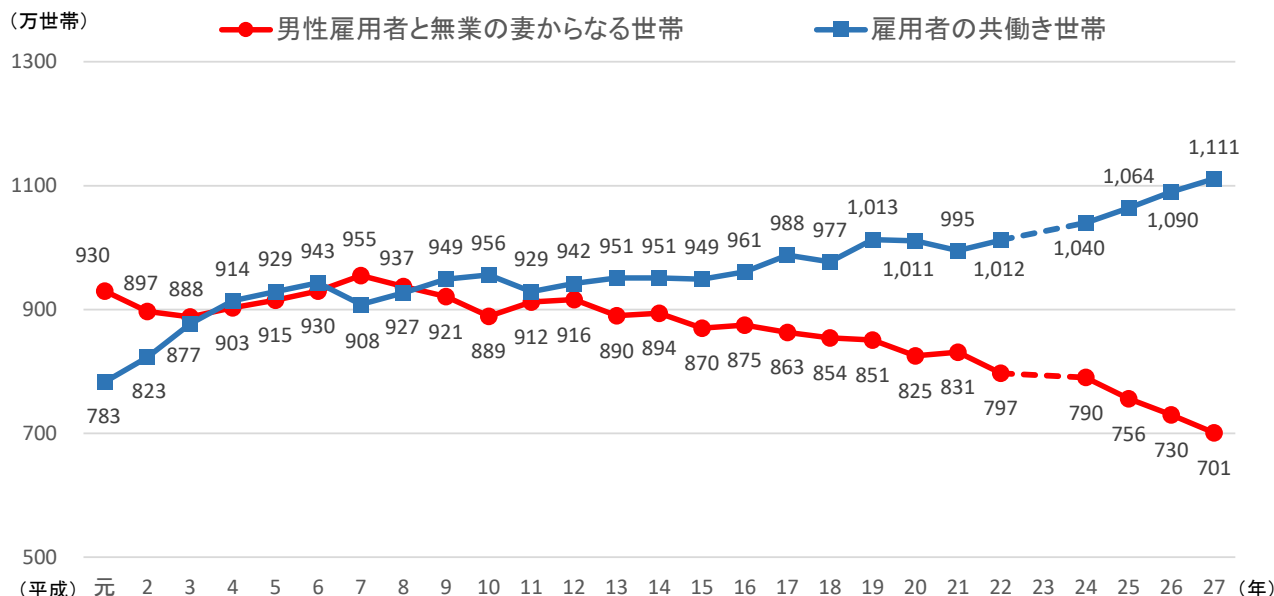
### (3) 経済状況及び就業構造の変化

わが国の経済は、長引くデフレに苦しみ、長期的に低迷を続けてきました。厳しい経済情勢の中、失業者や非正規雇用が増加する一方で、長時間労働という問題も発生しています。失業者や非正規雇用の増加は、経済的理由で結婚できない若者を生み出し、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭や地域への参加・参画を阻む要因の一つにもなっています。

一方、国の労働力調査結果によると、平成4年頃から共働き世帯数が男性片働き世帯を上回り、現在も増加傾向にあります(図1-6参照)が、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。これらのことは、男女の賃金格差につながるとともに、将来、経済的自立が困難な高齢単身女性を生み出すことにもつながりかねません。

女性が出産・子育て・介護などにより就業を中断することなく継続できるよう支援するとともに、就業意欲と能力の向上を図る必要があります。そのためには、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取組が必要です。

図1-6 共働き世帯数の推移(全国)



※「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就職者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯  
 ※「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯  
 ※平成23年は、東日本大震災の影響で全国データなし

資料:平成13年までは、総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)  
 平成14年以降は、同じく「労働力調査(詳細結果)」(年平均)

#### (4) 地域コミュニティの変容

少子高齢化や都市化の進展、家族形態や個人の意識、ライフスタイルの多様化などにより、地域の連帯感や共助の機能が低下しており、自治会をはじめとする地域の各種団体では担い手不足や役員の高齢化、固定化を招いています。しかし、地域社会は市民一人ひとりが豊かな生活を送るための共通の基盤であり、特に地域住民の安全・安心を確保する上で地域の果たす役割は大きく、地域コミュニティの再構築とその活動の活性化が求められています。

他方、定年退職による自由時間の増大や個性や能力を重視する価値観の広がりなどを背景に、社会参加による自己実現を図ろうとする意識が高まり、ボランティアやNPO（民間の非営利組織）活動への参加の動きが広がりを見せつつあるという現実もあります。本市においても環境や福祉、防災などの様々な分野で市民団体などが活発に活動しています。

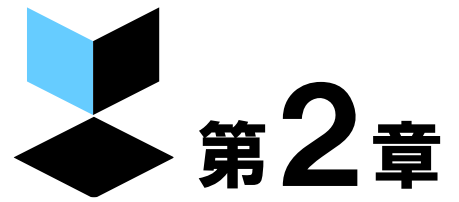
地域福祉の重要性が指摘される今日、こうした市民の新しい地域活動と、従来の地縁に基づく地域コミュニティ活動の連携は、今後の大きな課題です。地域全体で日常生活上の不安の解消や生活課題の解決を図り、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思で様々な社会活動に参加・参画できるような社会を創り上げていくことが求められています。

#### (5) 誰一人取り残さないポストコロナの社会へ

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会に大きな変化をもたらしました。

内閣府男女共同参画局が令和3年4月に公表した「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」によると新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の非正規雇用労働者の失業や自殺者数の増加など女性への深刻な影響が明らかになるなど男女で異なる影響が認められました。

このような女性への深刻な影響の根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことが、コロナの影響により顕在化されたと報告されています。今こそ幅広い政策分野でのジェンダー視点を入れた政策立案が不可欠です。女性に焦点を当てて、我が国の課題を明らかにし、既存の制度や慣行の見直し、誰一人取り残さないポストコロナの社会に求められています。



## 第2章

# 計画の基本的な考え方





## 1 第2次前期計画の成果と課題

第2次前期計画では「1. あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり」「2. あらゆる分野における女性の活躍推進」「3. 男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり」という3つの基本目標を掲げ、その達成のための取組を進めてきました。

第2次前期計画で数値目標を設定した「市の目標審議会等の女性委員の割合」については、令和3年4月1日現在で35.4%と、40%の目標に達していませんが、平成27年度の31.3%から4.1ポイント上昇しました。平成27年度から開始した女性人材バンク制度の活用、平成28年度に制定した「飯塚市審議会等への女性登用推進に関する要綱」により、女性登用のルールを制度化し、職員の意識向上も図りながら女性の登用についてのさらなる方策に取り組んでいるところです。

また、DV対策については、庁内関係部署が相互に連携し、被害者支援に取り組むため、「飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程」を定め、平成30年7月には、飯塚警察署と「配偶者からの暴力等事案に係る連携に関する協定書」を締結し、支援体制の充実を図っています。

さらに、市民意識調査結果では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担について「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた市民の割合(65.4%)が前回調査結果に比べ増加するなど、男女共同参画社会を実現するための意識啓発の取組にも一定の成果が見られます。しかし、これまで見過ごされてきたこと、潜在的にあったものの表面化してこなかった諸問題、例えば経済的、精神的DV(配偶者等からの暴力)、ひとり親世帯、女性の貧困等がコロナ下で可視化され、改めて男女共同参画の進展状況に疑問の声も上がっています。

また、地域や職場等においては、未だに固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行とそれに伴う男女の不平等感が根強く残っており、多くの家庭においても固定的な性別役割分担が解消されているわけではなく、第2次前期計画における男女共同参画社会実現に向けた取組の多くは今後も継続する必要があります。とりわけ雇用の分野では、多くの女性が出産や子育て等により離職や非正規雇用を選択せざるを得ない状況に置かれており、男女ともに仕事と家庭を両立し、働き続けることができる環境整備が重要です。事業主等を含めた市民への啓発をさらに進め、あらゆる分野における女性の参画促進やワーク・ライフ・バランスの推進など、第2次前期計画から継続する課題解決に向け、これまで以上に成果を意識した取組を推進していく必要があります。

## 2 計画策定の視点

### (1) 女性の活躍推進と働き方改革

平成24年12月に発足した第2次安倍内閣では、人口減少が進む中、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉え、その力の発揮を持続的な経済成長のためにも不可欠なものとして、我が国の成長戦略の中核に位置づけました。「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）では、「女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブの付与等」「女性のライフステージに対応した活躍支援」「男女が共に仕事と家庭等を両立できる環境の整備」を3本柱に総合的に施策を展開してきました。

また、『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月閣議決定）では、我が国最大の潜在力である「女性の力」は人材確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な創意工夫をもたらし、家族や地域の価値観を大切にしつつ社会に活力を与えるものと位置づけられ、「育児・家事支援環境の拡充」「企業等における女性の登用を促進するための環境整備」「働き方に中立な税・社会保障等への見直し」を中心とする女性の活躍推進に向けた取組が進められています。

一方、平成26年の3月には「輝く女性応援会議」、9月には「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW!）の開催等、全国的なムーブメントの創出が行われ、同年10月に全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、早急に実施すべき施策として「すべての女性が輝く政策パッケージ」の策定が行われました。さらに、女性活躍担当大臣の下「暮らしの質」向上検討会が開催され、様々な取組についての検討と提言が行われるといった一連の流れを経て、平成27年に「女性活躍推進法」が成立しました。この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり制定されたもので、今後、女性の職業生活における活躍推進が期待されています。

また、正規雇用者の長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用など、根強く残る特徴的な働き方が、女性の活躍を妨げる一要因ともされており、これまでの働き方を根本的に見直すことが求められています。

本市においても、これらの動向を契機として、働く女性が、男性とともにその能力を十分に発揮できるように、長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改

革を推進し、在宅ワークなど多様な働き方を取り入るなどの職場環境整備や固定的性別役割分担による意識改革を含めた男女間格差を是正する事業所の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を促すとともに、すべての女性が自らの意思により、その個性と能力を十分発揮できるよう、女性の活躍を強力に推進することが必要です。

## （2）男性、子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画は、女性の課題と捉われがちですが、男女共同参画社会は、男性にとっても仕事と家庭を両立し、地域活動への参画や自己啓発に取り組むことのできる、暮らしやすい社会です。

女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、男女共同参画の成果はあまり見えない形では表れていない状況です。その原因として、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や、それに基づく様々な社会制度や慣行があります。男性の長時間労働を前提とした従来の働き方は、子育て・家事・介護等への主体的な参画を困難にしています。男女共同参画の必要性を男性自身が認識し、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性が主体的に家庭や地域へ参画する意欲が高まるように働きかけることが必要です。

一方、次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成を図りながら、健やかに育ち、個性と能力を発揮できる社会を目指すためには、子どもの頃から男女共同参画の理解を深めることが重要です。子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながります。

## （3）女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、異性間の暴力の被害者の多くは女性で、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、男性の女性に対する所有意識などがあると言われています。このような女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特に、配偶者等からの暴力（DV）は被害者の生命や精神に重大な危害を与える犯罪であると同時に、子どもへの影響や児童虐待につながる行為です。DVは、家庭内

で発生することが多いことから潜在化しやすく、暴力がエスカレートし、被害が深刻化する特性があります。

また、性暴力とは、望まない、同意のない性的な行為や発言をいい、自分の身体に関することを自分で決める権利が否定される人権侵害です。令和2年5月に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（以下、「福岡県性暴力根絶条例という。）」が全面施行され、県、県民、事業者及び市町村の責務も明確化されました。暴力を容認しない社会認識の徹底等、根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を推進することが必要です。

#### （４）地域活動における男女共同参画の促進

少子高齢化や家族形態の多様化、個人の意識やライフスタイルの多様化は、地域の連帯感や相互扶助意識を弱める方向に作用していると言われていますが、逆に、そういう時代であるからこそ、子どもや高齢者をはじめとする地域住民の安全・安心の基盤として地域の役割が重要になっています。

既に、地域の課題に自ら積極的に取り組んでいる活動団体もありますが、そのような活動の輪を広げ、地域力を高めていくためには、地域における方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、性別・年齢を問わず、すべての人がお互いの価値を認め合いながら、男女共同参画の視点を持ち、地域社会の一員として主体的に参画できる機会や場を広げ、自立した市民による地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

また、災害等における被災時の避難所運営等では、食事準備や清掃等が当然のように女性に集中するなどの問題や、男女のニーズの違いを把握する必要があることが明らかになっています。

防災のみならず、環境問題など、様々な地域課題の解決のためには、男女が対等な立場で積極的に参画するとともに、あらゆる人々の身近な暮らしの中に男女共同参画の視点が必要であることを広く啓発することが重要です。

#### （５）市、市民、事業者等との協働

男女共同参画社会の実現には、行政施策の推進はもとより、広く市民や事業者などの理解と積極的な協力・実践が不可欠です。男女共同参画を自らの問題としてとらえ、それぞれの立場で主体的に取組を進めるとともに、幅広い協力と連携を図っ

ていくための計画とする必要があります。

また、市、市民、事業者等との協働を進めるためには、市民、事業者等に対して目指すべき目標像を明示するとともに、計画の成果を把握・評価するための物差しを共有することが必要です。この計画では、重点目標ごとに管理指標を設定し、その現状と目標を明記することによって、指標による計画の進行管理を図ります。

### 3 計画の基本理念

**男女の人権が尊重され、  
誰もが自らの意思に基づき活躍でき、  
安全・安心に暮らせる社会の実現**

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です（飯塚市男女共同参画推進条例第2条第3号）。

本市では、男女共同参画社会を確立し、「男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現」をめざします。

## 4 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下の3つの基本目標を設定します。

### ◆基本目標1◆

#### あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、性別によって生き方や働き方が制限されることなく、その個性と能力が十分発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。

### ◆基本目標2◆

#### あらゆる分野における女性の活躍推進

男女が共に様々な分野に参加し、対等な立場で参画できるための環境整備や、自らの意思によって女性が職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるようにするため、長時間労働の削減等の働き方の改革や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民、事業者等への取組を進めます。

### ◆基本目標3◆

#### 男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり

従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に家庭生活や地域活動に主体的に参画し、健康で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

## 5 SDGs と本プランの関連について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本プランにおいても、SDGsのターゲット達成につながるものと考えています。



## 6 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための重点目標を掲げ（次ページの「第2次飯塚市男女共同参画プラン体系図」参照）、第3章で、それに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにするとともに、その成果を確認するための管理指標と目標を設定します。

## 第2次飯塚市男女共同参画後期プランの体系図

基本理念

基本目標



男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現

### 1.あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり



### 2.あらゆる分野における女性の活躍推進



### 3.男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり



計画実現のために



## 重点目標

## 施策の基本的方向

(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

- ①人権尊重・男女共同参画意識の啓発
- ②SDGsの理解促進
- ③男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

(2)人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- ①学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実
- ②生涯学習における男女共同参画の推進と充実

(3)国際的視野に立った男女共同参画の推進

- ①国際理解及び交流と連帯の推進

(1)社会における意思決定過程への女性の参画の促進

- ①政策・方針決定過程への女性の参加促進
- ②事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進
- ③女性リーダー等の人材育成等

(2)働く場における女性の活躍促進

- ①職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
- ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援
- ③農業や自営業等における女性の就労環境の改善

(3)ワーク・ライフ・バランスの促進

- ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- ②仕事と家庭・地域活動などの両立支援

(1)家庭における男女共同参画の促進

- ①固定的な性別役割分担見直しの促進
- ②子育て・介護環境の整備・充実

(2)地域社会への男女共同参画の促進

- ①男女協働による地域コミュニティづくり
- ②防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進

(3)性の尊重とあらゆる暴力の根絶

- ①性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援
- ②配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援
- ③性暴力の防止及び被害者支援

(4)様々な困難を抱える人への支援

- ①ひとり親家庭への支援
- ②部落差別を受ける人、高齢者、障がいのある人、国籍による差別を受ける人等困難を抱える女性や、性的少数者が安心して暮らせる環境整備

- (施策)
1. 計画推進体制の充実・強化
  2. 市民や事業者等との協働
  3. 男女共同参画推進センター「サンクス」の機能充実
  4. 法的制度の整備・充実
  5. 国・県等との連携・協力体制の充実



## 基本目標達成に向けた施策の展開



## 基本目標 1

## あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

## ◆重点目標 1：意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

「男だから、女だから」ということで生き方や働き方の選択が制限されないことは基本的な権利です。

男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において対等な立場で参画していくことが必要です。

法律や制度面での男女平等は進みましたが、固定的な性別役割分担意識は依然として残っており、このことが男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げる要因となっています。また、それは同時に男性にとっても仕事以外の多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。

男女共同参画社会の実現を図るためには、市民一人ひとりが自分の中にある、この固定的な性別役割分担意識に気づき、見直すことが重要です。そのためには、職場、家庭、地域といった様々な場において、社会のしきたりや慣行を見直す機会を増やすとともに、市民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発を行っていく必要があります。

## 現状と課題

本市では、男女共同参画推進センター「サンクス」における各種講座の開催、「広報いづか」や「情報誌サンクス」、その他各種チラシ、パンフレットの配布など、様々な機会、媒体を活用して、男女の平等意識の確立や固定的な性別役割分担意識の是正に向けた広報・啓発に努めてきました。

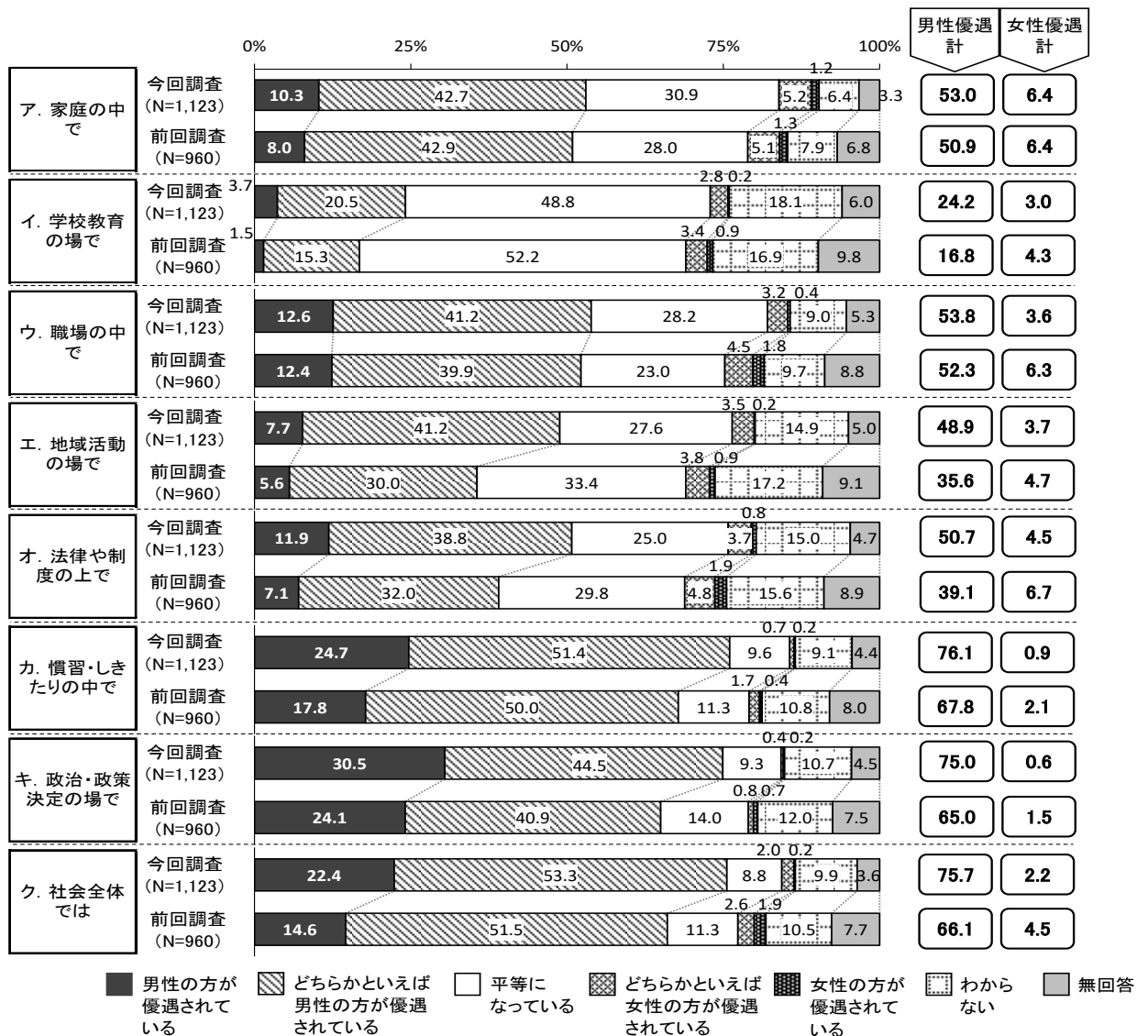
市民意識調査の結果を見ると、社会全体での男女の地位の平等感については、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人は75.7%で前回調査より9.6ポイント増えています。しかし「平等になっている」と回答した人はわずか8.8%にすぎず、男女の不平等感の格差はさらに大きくなっています（図3-1参照）。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対派は65.4%で前回調査より6.5

ポイント上がり、性別役割分担意識を容認しない人が増えています。一方で賛成派は30.2%となっており、(図3-2参照)、この意識には男女別、年代別による差も顕著に見られ、依然として固定的な性別役割分担意識が残っている様子がうかがえます。(図3-3参照)。

このような市民の意識を変え、男女共同参画への関心(図3-4参照)をさらに高めるためにも、これまでの広報・啓発活動を必要に応じて見直ししながら、さらなる充実を図る必要があります。対象者の性別・年齢に応じ、家庭や地域、職場など、それぞれの生活場面ごとに見直すべき社会慣行例を提示するなど、きめ細かな啓発活動を男性や若年層を含めたあらゆる層に対して効果的に行っていくことで、市民の意識改革と社会制度・慣行の見直しにつなげる必要があります。

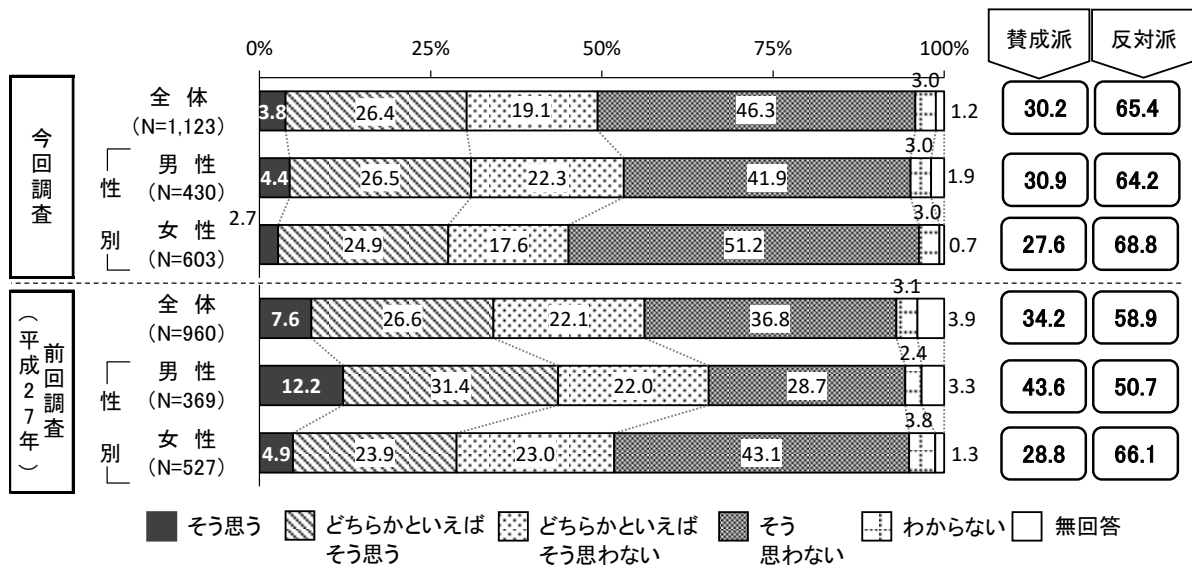
図3-1 男女の地位の平等感



資料：R3 市民意識調査結果

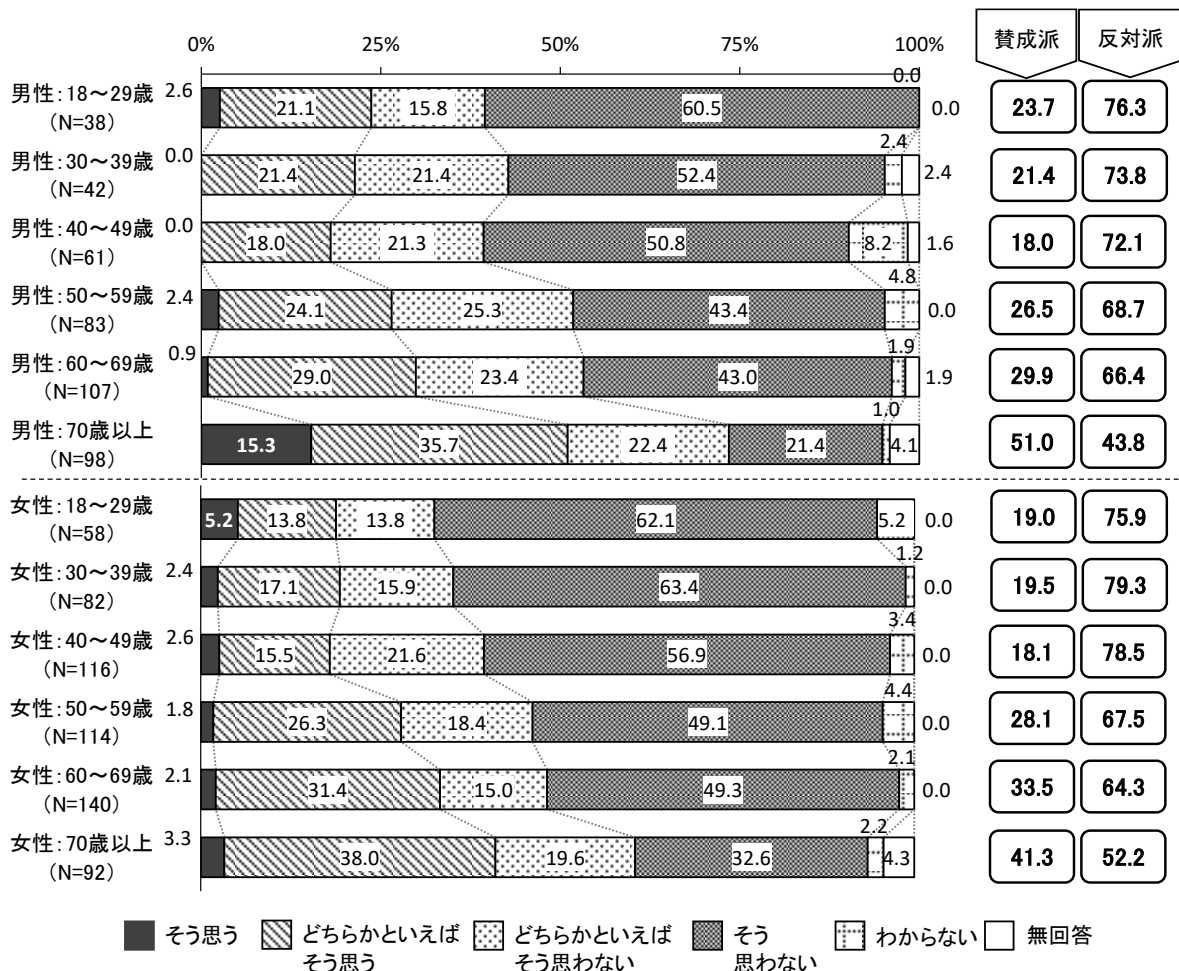
※グラフ中のNは、割合算出の基数となる有効回答数を示している（以下同じ）。

図3-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（経年比較）



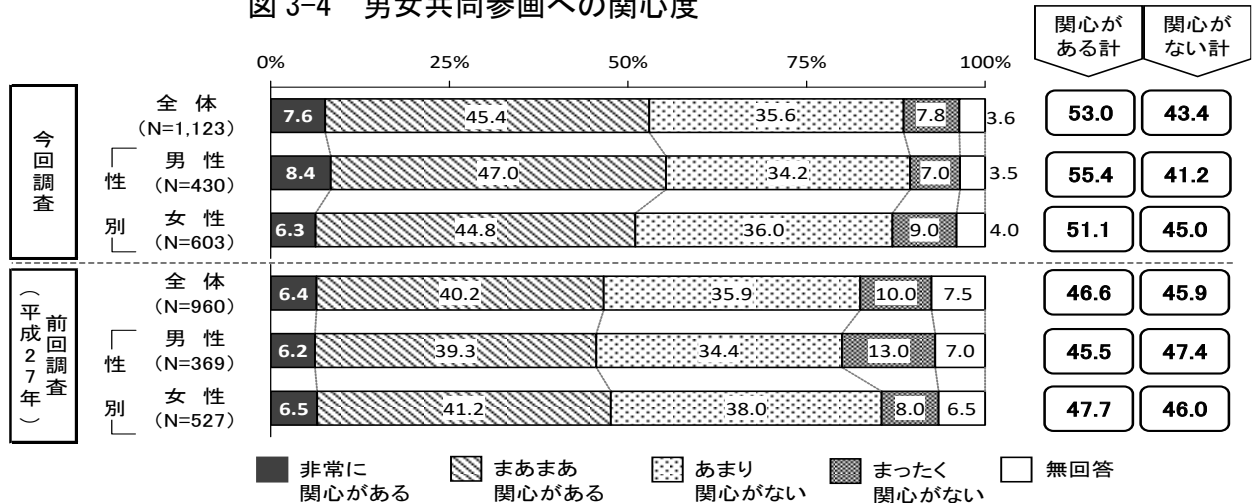
資料：R3 市民意識調査結果

図3-3 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（男女別・年齢階層別）



資料：R3 市民意識調査結果

図 3-4 男女共同参画への関心度



資料：R3 市民意識調査結果

施策の方向

1 人権尊重・男女共同参画意識の啓発

男女が互いにその人権を尊重し、共にあらゆる分野に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、市民の理解と関心を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促進します。

施策項目	取組内容	担当課
①男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発	(1)「男女共同参画社会基本法」「人権教育啓発推進法」「飯塚市人権教育・啓発基本指針(改定)」に基づき、女性の人権をはじめとする人権尊重意識の普及・啓発を行います。	人権・同和政策課
	(2)市報や市ホームページ、地域への出前講座などあらゆる媒体や機会を活用し、ジェンダーの視点に立った固定的な性別役割分担意識是正のための広報・啓発の充実を図ります。	男女共同参画推進課
	(3)成人式のパンフレット冊子に男女共同参画に関する啓発事項等を掲載し、新成人への配布を行います。	生涯学習課
	(4)市が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促します。	関係各課

施策項目	取組内容	担当課
②ジェンダーの視点に立った施策運営を行うための市職員研修の推進	(5)市役所内の固定的な性別役割分担の是正を徹底し、ジェンダーの視点に立った施策運営を行うため、男女共同参画に関する研修を定期的実施するとともに、男女共同参画をテーマとした各種講演会やセミナー等への積極的な派遣を行います。	人事課

## 2 SDGsの理解促進

男女共同参画についての広報・啓発活動を通じて、様々な方法でSDGsの理解促進を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①SDGsの理解促進	(6)広報誌や各種講座を通じ、SDGsについて広報し、啓発に努めます。	男女共同参画推進課

## 3 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

市民に対する適正な情報提供による啓発推進のため、男女共同参画に関する現状把握のための調査・研究や、国・県及び他市町村の男女共同参画施策等に関する情報収集・提供を行います。

施策項目	取組内容	担当課
①法律や制度の理解促進のための取組	(7)労働環境や男女の人権、男女共同参画に関係の深い法律や制度に関する広報や周知に努めるとともに、国・県等関係機関との連携を取りながら相談事業等の充実を図ります。	男女共同参画推進課 商工観光課
②男女共同参画関連情報の収集・提供	(8)男女共同参画を取り巻く状況に関する国・県・市町村の各種統計・意識調査や施策内容等についての情報収集と情報提供に努めます。	男女共同参画推進課
	(9)業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータの充実という観点から、可能な限り男女別のデータを収集するように努めます。	男女共同参画推進課 関係各課
③市民意識調査の実施	(10)本プランの改定時には、男女共同参画に関する市民意識調査を行い、調査結果の分析とその結果の公表を行います。	男女共同参画推進課



## 管理指標と数値目標

管 理 指 標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）について「そう思わない」市民の割合	65.4%※	75%
男女共同参画に関心が「ある」市民の割合	53.0%※	65%
「飯塚市男女共同参画プラン」について、少なくとも見たり聞いたりしたことがある市民の割合	7.5%※	50%

※令和3年度の調査結果

**◆重点目標2：人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進**

人の意識や価値観は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の影響を受けて形成され、特に、乳幼児期における保護者の言動や考え方、あるいは地域社会にあるしきたりなどは、子どもの考えや行動に大きな影響を及ぼします。このため、性別に基づく固定化された意識を見直し、性別にとらわれることなく個性や可能性を伸ばせるよう、人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を図る必要があります。

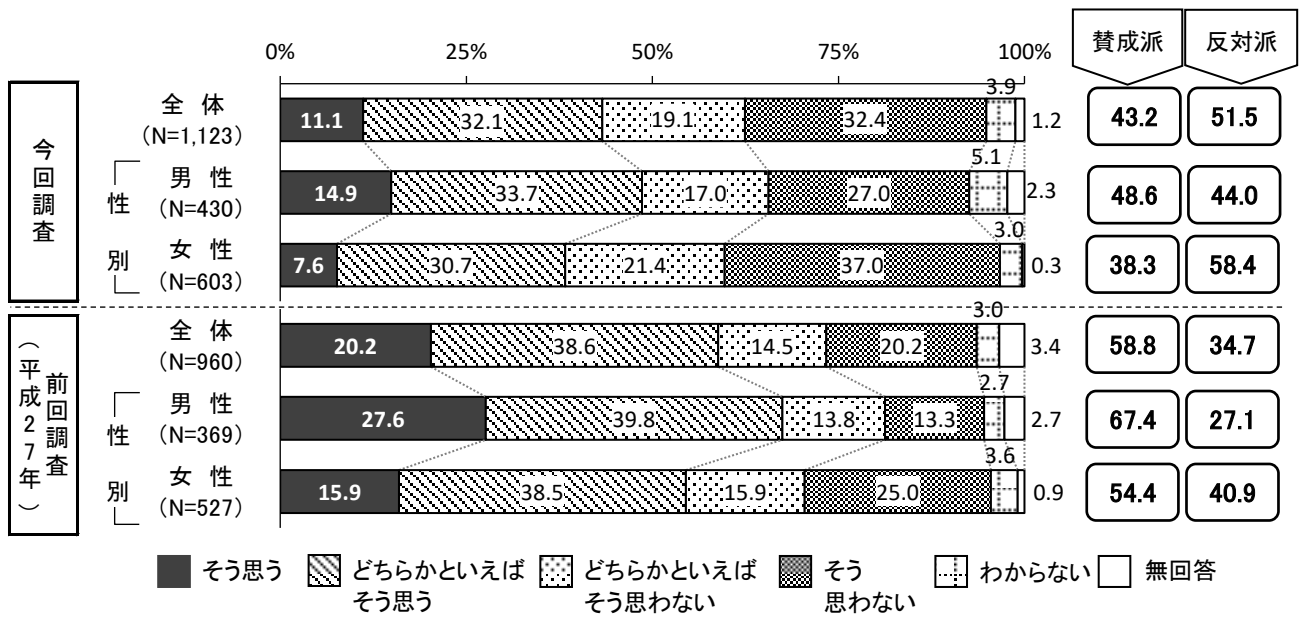
**現状と課題**

本市では、これまでも子どもの発達段階に応じ、人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・学習を推進してきました。市民意識調査結果を見ても、男女の地位の平等感について、学校では平等になっているとした割合が前回調査より3.4ポイント減っていますが、他の分野に比べると、48.8%と最も高く、男女平等が進んでいると感じている人が多いことがわかります（図3-1参照）。しかし、家庭生活や職場、しきたりや慣習などでは男性が優遇されていると感じている人の割合が高いため、男女平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習は、今後も一層の推進が求められます。

一方、子育てに関する市民意識調査の結果を見ると、『男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」育てる方がよい』という考え方には未だに根強いものがあります（図3-5参照）が、「男の子も女の子も職業人として経済的に自立できるように育てる方がよい」は賛成派が90.9%（図3-6参照）、「男の子も女の子も炊事、掃除、洗濯などの仕方を身につけさせる方がよい」は賛成派が94.3%（図3-7参照）と回答しており、男女の区別なく、共に経済的自立や生活自立を目指す考え方が主流となっています。

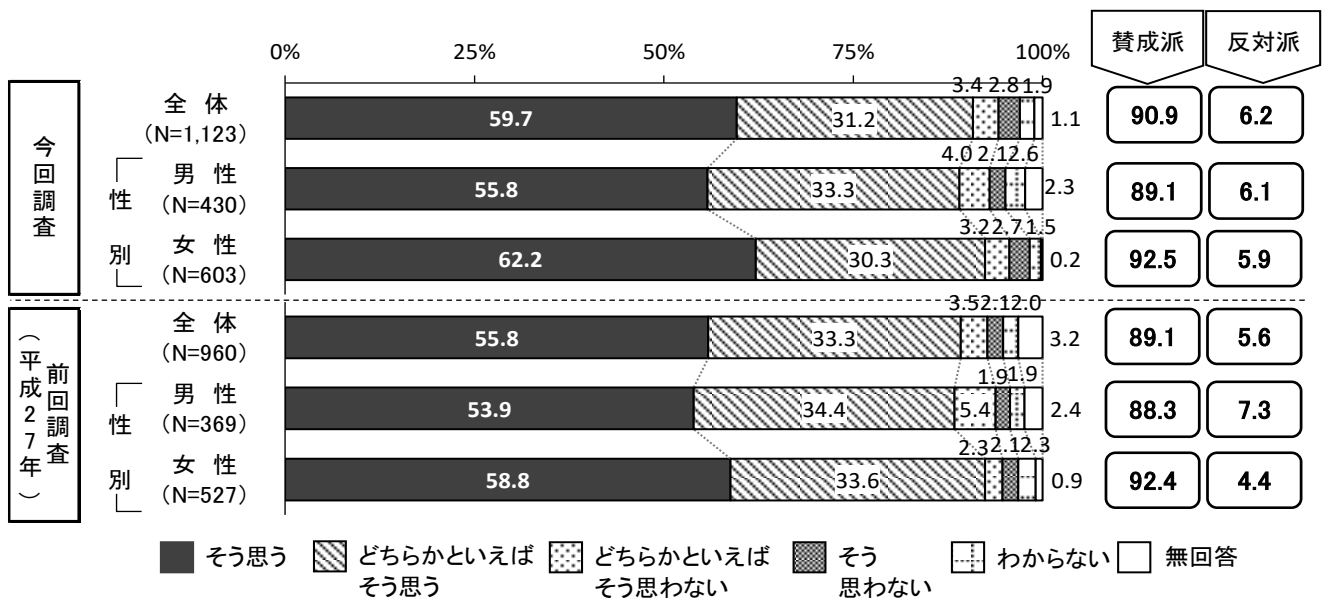
また、児童・生徒一人ひとりが自らの個性に応じた生き方の選択ができるよう、主体的に進路を選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるようなキャリア教育のさらなる充実が求められています。教職員等においては、児童・生徒へ大きな影響力を持つことから、男女共同参画についての認識を高めるよう研修機会の充実が重要です。さらに、一人ひとりが自立し、生涯にわたって生き生きと生活していくために必要な知識・技能を身につけ、社会参画に必要な学習を行うなど、生涯学習に取り組むことの重要性が高まっています。男女共同参画推進センター「[サンクス](#)」や交流センター等で実施している男女共同参画意識を高めるための講座や女性のエンパワメントのための講座について広く情報提供を行い、新たな参加者の増加を図るとともに、各種講座内容のさらなる充実を図る必要があります。

図3-5 男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」育てるという考え方について



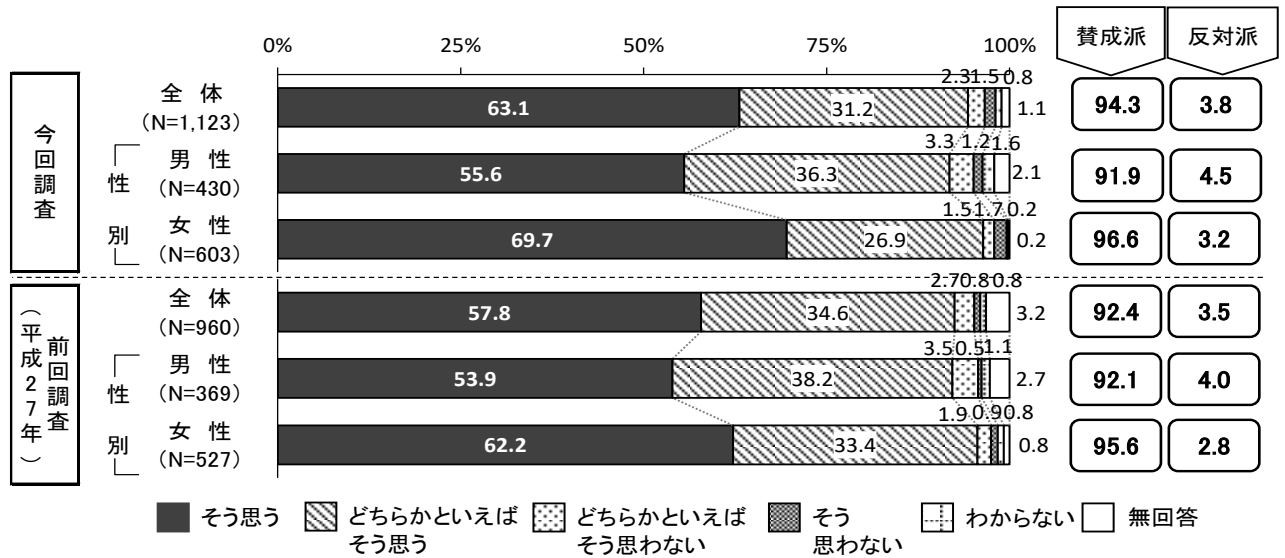
資料：R3 市民意識調査結果

図3-6 男の子も女の子も職業人として経済的に自立できるように育てる方がよいという考え方について



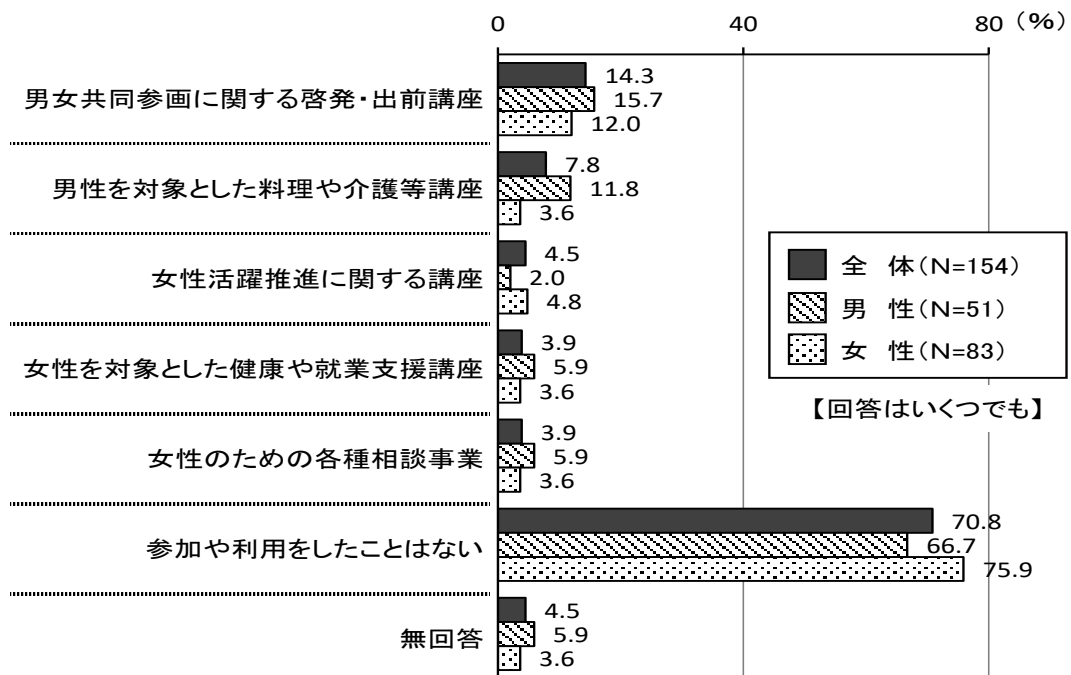
資料：R3 市民意識調査結果

図3-7 男の子も女の子も炊事、掃除、洗濯などの仕方を身につけさせる方がよいという考え方について



資料：R3 市民意識調査結果

図3-8 男女共同参画推進センターを知っている人の各種講座に参加や利用について



資料：R3 市民意識調査結果

## 施策の方向

### 1 学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実

幼い頃からの発達段階に応じ、人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進するとともに、固定的な性別役割分担意識を植え付けないよう、日常の教育活動の点検・見直しを進め、学校・保育所等における男女共同参画の推進と充実を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	(11)乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない個性を育む教育・保育を推進します。	子育て支援課 学校教育課
	(12)福岡県教育委員会作成の「男女共同参画教育指導の手引(改訂版)」をもとに、学校教育の中で男女共同参画社会について学習する機会を設けます。	学校教育課
②主体的に進路選択する力を身につけるキャリア教育の充実	(13)児童・生徒が将来の自立に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意思と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身につけることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
③教職員等に対する研修の充実	(14)男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、教職員・保育士等の研修会等への参加を推進します。	子育て支援課 学校教育課

## 2 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

男女共同参画推進センター「サンクス」や交流センター等において、男女共同参画意識の向上や女性のエンパワーメントにつながる講座を実施するなど、男女共同参画の視点に立った生涯学習機会の提供に努めるとともに、参加の促進を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①男女共同参画意識を高める学習機会の提供	(15)男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点に、関係団体とも連携しながら、男女共同参画社会の重要性や必要性について理解を深めるための男女共同参画推進講座等を開催し、市民の男女共同参画意識の向上を図ります。	男女共同参画推進課
	(16)「コスモス大学」での一般教養講座や各地区交流センター開催の高齢者を対象とした事業の中に男女共同参画の推進に関する講座を加え、高齢者の学習の機会を提供します。	生涯学習課
②女性のエンパワーメントのための講座等の実施	(17)関係機関・団体との連携を取りながら、女性の就業支援講座や就職サポートセミナーなど、女性のエンパワーメントのための講座を実施します。	男女共同参画推進課
	(18)「レディースカレッジ」等、各交流センター開催の女性を対象としたスキルアップのための講座を実施し、学習の機会を提供します。	生涯学習課
③男女共同参画社会の実現をめざす講座開催への支援	(19)男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体の会場使用料・駐車場使用料の減免や補助金の交付等により、男女共同参画社会の実現をめざす事業への支援を行います。	男女共同参画推進課
④生涯学習に関する情報の収集・提供	(20)市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報の収集に努め、市報や市ホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を行います。	男女共同参画推進課 生涯学習課
⑤生涯学習活動への参加促進	(21)魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮など、参加しやすい環境づくりに努めます。	男女共同参画推進課 生涯学習課

## 管理指標と数値目標

管 理 指 標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
学校教育の場で男女の地位が「平等になっている」と 思う市民の割合	48.8%※	70%
男女共同参画推進センター「サンクス」を知っている 市民の割合	13.7%※	50%
男女共同参画推進センター「サンクス」で実施されて いる男女共同参画を推進するための各種講座に参加 したことがある市民の割合	3.4%※	12%

※令和3年度の調査結果

### ◆重点目標3：国際的視野に立った男女共同参画の推進

男女共同参画の取組は、昭和50年の国際婦人年以来、女子差別撤廃条約や国連の世界女性会議など、国際社会における様々な取組と連動しながら進められています。それ故、飯塚市男女共同参画推進条例第5条においても「男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない」とされており、国際的視野に立った男女共同参画の推進が求められています。

#### 現状と課題

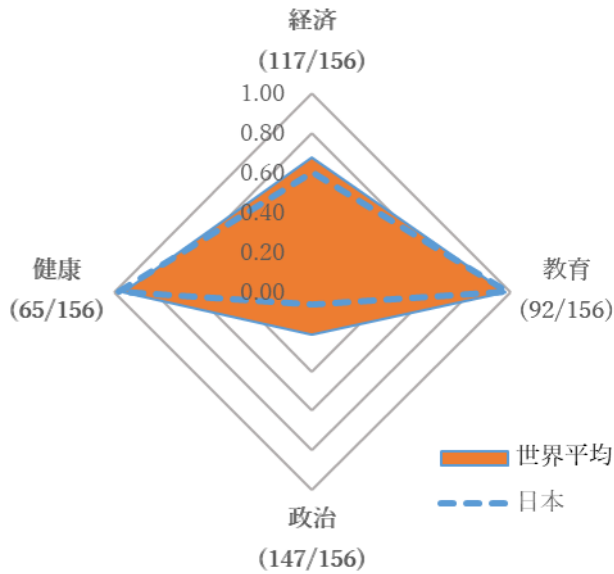
近年の政治・経済分野における女性の活躍推進、リーダーシップの向上を始め、男女共同参画推進の必要性を広く理解してもらうためには、女子差別撤廃条約をはじめとする国際規範やその実現に向けた取組、さらにはジェンダー・ギャップ指数<sup>\*</sup>など男女共同参画に関する国際基準及びその意義に関する理解が不可欠です。グローバル化の流れの中で、様々なレベルでの国際理解を促進し、多様な価値観の共有を図ることが重要です。

2021年版ジェンダーギャップ指数によると日本は調査対象となった156ヶ国中120位と先進国の中では最下位となっており、女性の地位向上に向けた課題が多いことがわかります。特に政治分野における順位は147位となっています。このような状況を踏まえ、国は男女の候補者数の数が出来る限り均等となることを目指し、2018年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行しました。諸外国では女性の政治参画を進めるため、クオータ制が北欧を中心に導入されるなど、女性の政治参画が急速に進んでいます。

また、国際化の進展に伴い、本市内で就労・生活する外国人や留学生が増えています。在住外国人に対する生活適応支援のための情報提供や、外国人が訪れやすい開かれた地域づくりが求められるとともに、市民による身近な国際交流の促進など、国際理解を深めるための取組が必要です。



ジェンダー・ギャップ指数(2021)  
世界平均と日本の順位



ジェンダー・ギャップ指数2021  
主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
30	米国	0.763
63	イタリア	0.721
79	タイ	0.710
81	ロシア	0.708
87	ベトナム	0.701
101	インドネシア	0.688
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
119	アンゴラ	0.657
120	日本	0.656
121	シエラレオネ	0.655

## 施策の方向

### 1 国際理解及び交流と連帯の推進

男女共同参画を推進する上で重要な国際的な規範や基準の周知・浸透を図るための広報・啓発を進めるとともに、国際交流等を通じ多様な文化を尊重しあい、情報提供や国際理解促進に努めます。

施策項目	取組内容	担当課
①国際規範等の内容についての広報・啓発	(22)男女共同参画に関する国際的取組や規範の内容、ジェンダー・ギャップ指数など男女共同参画に関する国際基準について広報・啓発を行います。	男女共同参画推進課
②国際交流・多文化共生の推進	(23)飯塚国際交流推進協議会による多文化共生社会への意識づくりのための国際理解事業やイベント事業等を通して、地域市民との国際交流の支援を行います。	国際政策課
②国際交流・多文化共生の推進	(24)平成28年12月に姉妹都市の提携を結んだアメリカのサニーベール市と学校間交流事業等を行い、グローバルな人材育成による国際交流を推進します。	国際政策課
③在住外国人に対する生活適応支援のための情報提供	(25)外国人が安心して暮らせる環境を整備するため相談窓口を設置し、やさしい日本語や多言語による生活情報や日本語教室の情報の発信を行います。	国際政策課

## 基本目標2

## あらゆる分野における女性の活躍推進

## ◆重点目標1：社会における意思決定過程への女性の参画の促進

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。しかし、現実には様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とは言えない状況が見られます。

このような状況を見直し、社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるためには、女性が活躍できるような環境の整備を進める必要があります。また、女性自身がさらに力量を高めていくこと（エンパワーメント）も重要です。

## 現状と課題

本市における意思決定過程への女性の参画度合いの一つの目安となる、市の目標審議会等の女性委員の割合は35.4%（令和3年4月1日現在）となっており、第2次前期計画における目標値の40%以上を達成することができていません。第5次福岡県男女共同参画計画の目標値（令和7年度）も40%と設定されていることから、今後も引き続き登用促進の努力が必要です。

また、本市における女性職員の割合は41.7%で、管理的地位にある女性の割合は16.1%、そのうち課長以上の女性の割合は10.5%（令和3年4月1日現在）となっています。令和2年度に改正した「飯塚市特定事業主行動計画」に基づき、働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する視点を取り入れた管理職研修を実施するなど女性管理職を増やす取組を行っていますが、さらなる職員の意識改革と人材育成の推進を図る必要があります。

一方、事業所や地域活動団体などについても、その意思決定過程に対する女性の参画が依然十分とは言えない状況がうかがえます。事業所調査の結果を見ると、女性管理職が「0%（いない）」事業所は約6割を占め、前回調査より15.7ポイント増えている一方で、女性管理職が半数を超える事業所は約2割で前回調査より5.1ポイント増加しており、2極化の傾向がうかがえます。（図3-9参照）

女性管理職の割合が10%未満の事業所において、女性管理職の割合が少ない理由としては、「該当する経験、資質、能力、適性を持った者がいない」が最も高く3分の1を占めています。（図3-10参照）前回調査と比べると、「該当する資格（社内試験合格者を含む）を持った者が少ない（いない）から」「家庭的責任との関係で仕事の融通が聞かないから」「結婚や出産を機に退職する女性が多いから」が増加しており、女性を管理職に登用しない理由には、資質や能力、意欲（希望）など、女性自身の問題とみなす傾向は依然として高い水準にありますが、資格や家庭責任など外的要因を問題とする事業所も増えており、環境整備によって女性管理職が増える可能性はうかがえます。

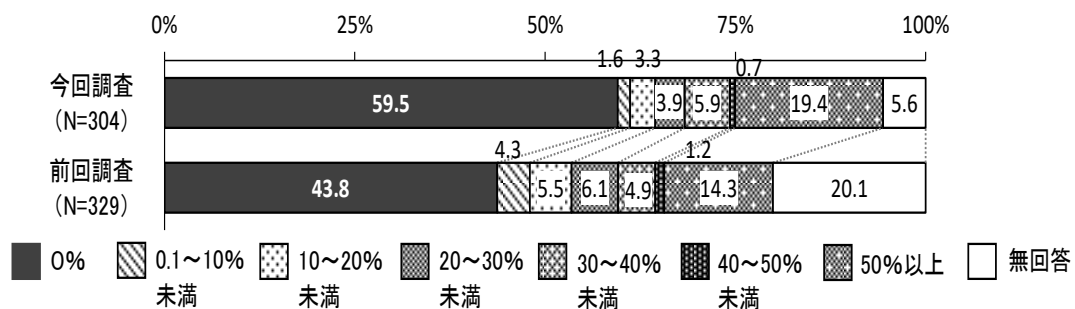
一方、本市内の自治会長のうち女性の割合は6.2%で、実際に多くの女性が携わっている地域活動団体においても、会長をはじめとした役職は男性で占められているケースが多く見られます。また、まちづくり協議会の役員のうち女性の割合は19.9%（令和3年4月1日現在）ですが、地域によっては女性の参画の割合が低いところもあります。単に参加するだけでなく、意思決定や対外的な交渉にも参画することが女性自身のエンパワーメントにもつながることから、地域団体などの運営や活動への参画促進を図るため、固定的な性別役割分担意識の解消や女性の能力向上のための研修開催の取り組みが必要です。

また、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れを取っています

令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改正され、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備等、取組みの強化が明記されました。

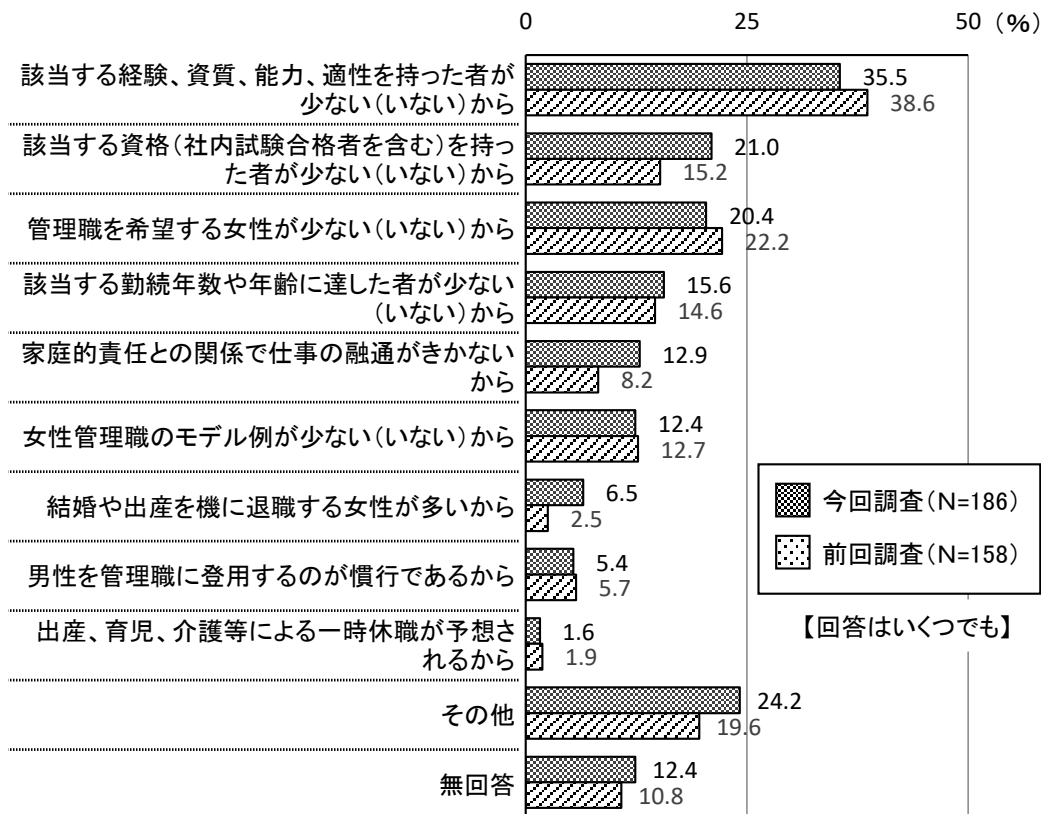
市民意識調査では、地方議会における女性議員の理想的な割合には女性は5割の回答が最も高く（図3-11参照）、女性参画が期待されていることがうかがえ、政治分野への女性参画推進の取組みが重要となっています。

図3-9 市内事業所の女性管理職の割合



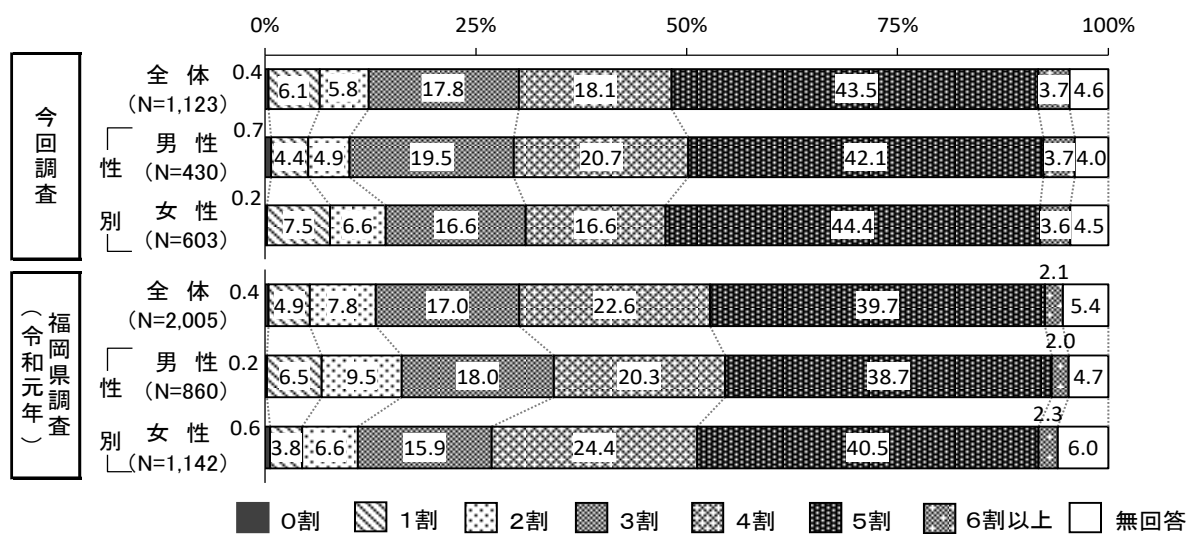
資料：R3 事業所調査結果

図3-10 女性管理職が少ない理由（女性管理職の割合が10%未満の事業所）



資料：R3 事業所調査結果

図3-11 地方議会における女性議員の理想的な割合（福岡県調査比較）



資料：R3 事業所調査結果

## 施策の方向

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定の場へ女性の積極的な登用を引き続き促進していくとともに、行政においては、人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を進めます。

施策項目	取組内容	担当課
① 審議会等における女性登用の積極的拡大	(26)市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。	関係各課
	(27)子育て中の女性も委員として社会参画できるよう、託児など女性委員参画のための環境づくりに努めます。	関係各課
② 行政における男女共同参画の推進	(28)性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、女性職員の職域拡大、介護・育児休業を取得しやすい体制づくりなど、「飯塚市特定事業主行動計画」に基づき、市が事業者の模範となるための取組を進めます。	人事課

### 2 事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進

事業所や地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、女性の管理監督職への登用や、方針決定にかかわる場への参画を進めるための働きかけや女性の登用にかかる情報提供などの周知・啓発を行います。

施策項目	取組内容	担当課
① 事業所・団体等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進	(29)事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	男女共同参画推進課 商工観光課 まちづくり推進課
	(30)事業所における女性の登用状況の把握に努め女性の管理監督職への登用や職域拡大など、女性が方針決定の場に参画できるよう事業所への啓発に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課

施策項目	取組内容	担当課
①事業所・団体等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進	(31)地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるよう団体等への啓発に努めます。	男女共同参画推進課 まちづくり推進課

### 3 女性リーダーの人材育成等

方針決定の場へ女性が積極的に参画するよう、女性自身の意識や行動の改革を促すとともに、女性リーダーの育成と固定的な性別役割分担意識にとらわれず女性が能力を十分に発揮できる環境づくりを図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①女性の意識改革に向けた啓発	(32)固定的な性別役割分担意識にとらわれず、女性が方針決定の場へ積極的に参画できるよう、意識改革の啓発に努めます。	男女共同参画推進課
②女性リーダー等の人材育成	(33)地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	男女共同参画推進課 生涯学習課
③女性人材バンク登録の整備・活用	(34)様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材に関する情報の収集に努め、女性人材バンク登録者リストの充実を図り、各種審議会等委員への活用を促進します。	男女共同参画推進課

## 管理指標と数値目標

管 理 指 標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
市の目標審議会等 <sup>※</sup> の女性委員の割合	33.6%	40%以上 60%以下
市職員の課長相当職以上の女性職員の割合	9.3%	20%
市職員の課長補佐相当職の女性職員の割合 (市職員の係長相当職の女性職員の割合)	26.3% (37.0%)	30% (40%)
まちづくり協議会の女性役員の割合が20%未満の地区数	6か所	0か所
女性人材バンクへの登録者数	23人	30人

※目標審議会等：

地方自治法202条の3に基づく審議会等と市民参画による審議会等を併せたもの



## ◆重点目標2：働く場における女性の活躍推進

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりが極めて重要です。

また、今日の少子高齢・人口減少社会においては、経済社会の活力を維持するため、労働力を安定的に確保することが極めて重要となっています。我が国では、働く場面において、特に女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況であり、このことを踏まえ、働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現し、活躍できる社会づくりを目的とした「女性活躍推進法」が平成27年に公布されました。

働く男女が就労を続けていくためには、職場での固定的な性別役割分担意識を払拭し、働く意欲を高めていかなければなりません。また、男女ともに育児休業の取得など、仕事と家庭・地域活動などを両立させ、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、市民や事業者への啓発を行うとともに、社会環境の整備を進める必要があります。

また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえるという意義もある反面、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状は、女性の貧困や男女の賃金格差の一因ともなっているため、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた一層の取組が必要です。

そのため、働く女性がその能力を十分に発揮できるよう、男性とともに長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改革を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や、多様で柔軟な働き方ができる働く人の立場に立った環境整備と、男女間格差の是正に向けた事業所の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を促進する必要があります。

### 現状と課題

女性の年齢階層別労働力率 M 字カーブの底値は、30 年前と比べ、高くなっています（図 3-12 参照）が、依然として結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が見られます。妊娠・出産・育児休業などを理由とする、解雇・雇い留め・降格などの不利益な取扱い（マタニティ・ハラスメント）を受けることなく就業を継続していくためには、多様な働き方に対応した就業支援や環境整備が重要です。

一方、男女雇用機会均等法の改正などの法整備により、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつありますが、市民意識調査結果を見ると、

すべての項目で「平等になっている」の割合が増えていますが、「管理職等への登用」の割合は男女共約5~6ポイント高くなっており、職場における男女格差が依然として解消されていない状況にあることがうかがえます（図3-13参照）。

また、事業所調査の結果を見ると、女性活躍推進への取組みを「進めている」事業所は約4割で、「進めていない」事業所の方が多数派となっており、女性管理職のいる事業所では「進めている」割合が、女性管理職のいない事業所を大きく上回っています。（図3-14参照）本調査により女性活躍の推進の取組みと女性管理職の増加は関連していることがうかがえます。

実施している取組みの内容は、「意欲と能力のある女性を積極的に採用・登用」「性別に関係なく、能力主義による人事管理方針」の能力に関わる2項目が7割前後で高く、次いで「出産・育児をサポートする福利厚生制度の充実」「女性用のトイレ・更衣室などの設備の充実」の環境整備に関わる項目が続いています。前回調査と比べると、ほとんどの項目で割合が増えており、女性活躍推進への取組みが多様化している状況が伺えます。（図3-15参照）

事業所の規模が小さいと取組みが進めにくい実情もあると推測され、事業所へは国や県の事業や法律の改正などについて情報提供し、啓発を進める必要があります。

一方、農業分野においては、就農者の高齢化が進み、農業後継者が不足する中、女性農業者はその担い手として重要な役割を果たしています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識が根強く残る分野であることから、男性が自営業主で女性は家族従事者という農業の補助的な立場にあるという実態が多くみられ、農業分野における男女共同参画の推進の障がいになっています。これからの農業を女性や若者にとっても魅力ある産業とするためには、労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担を明確化する家族経営協定の締結を促進し、やりがいのある農業経営に転じていくことが必要です。

また、自営業の場合、家族従業者には決定権がなく資産も持たない場合が多く、農業や自営業等に従事する女性の就業環境の整備に向けた取組を啓発するとともに、経営等への参画を促進するための支援も必要です。

図3-12 女性の年齢階層別労働力率

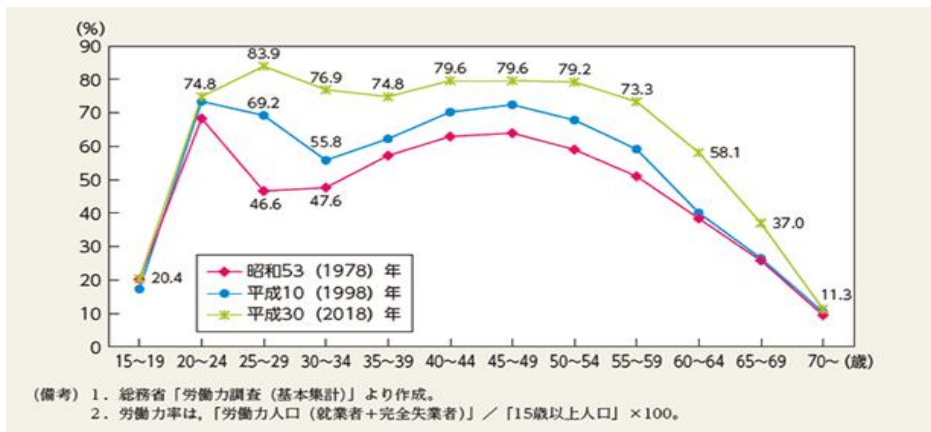
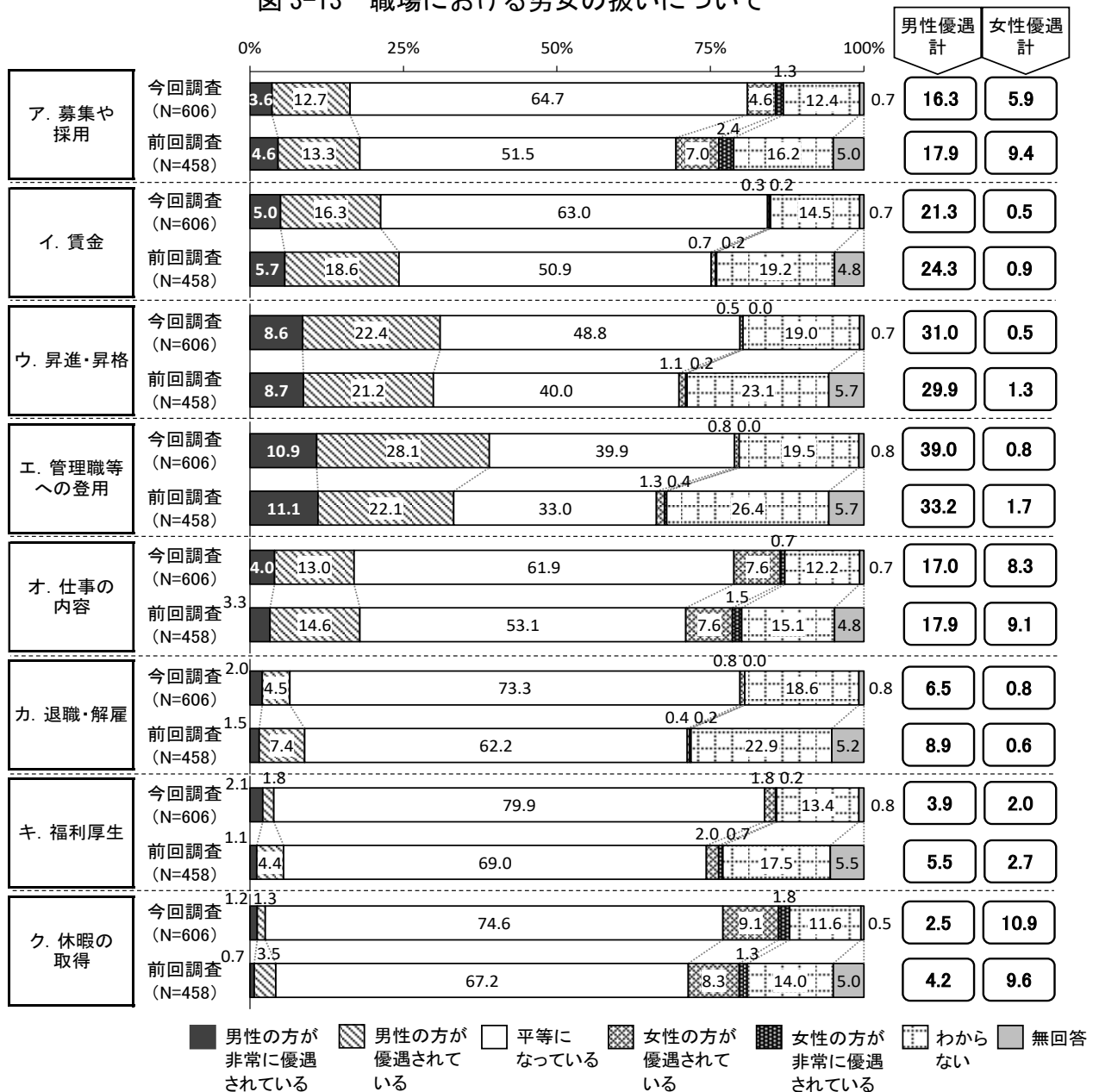
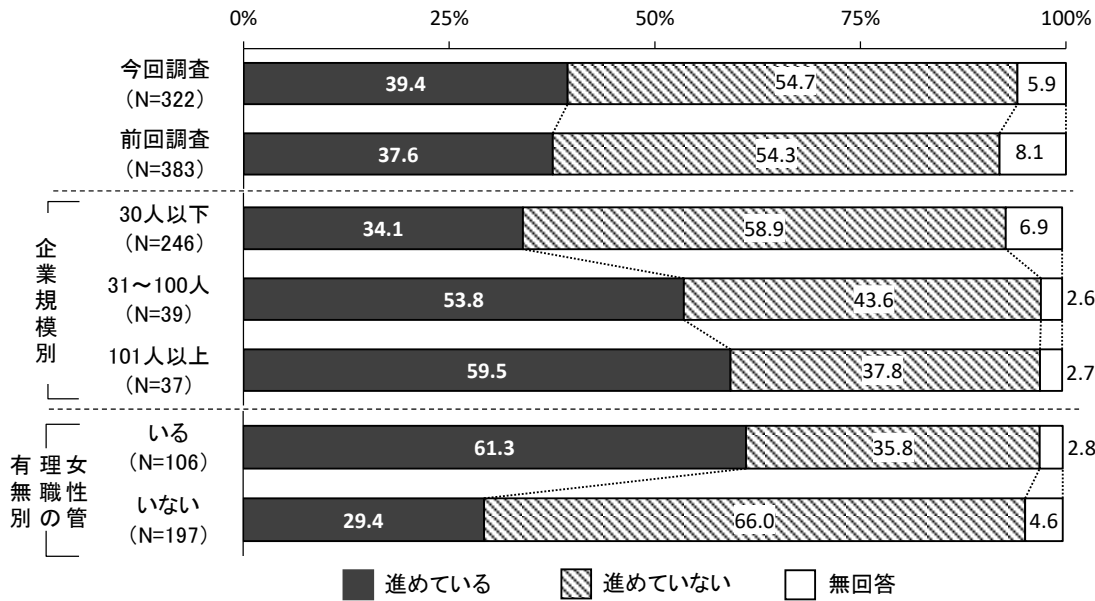


図3-13 職場における男女の扱いについて



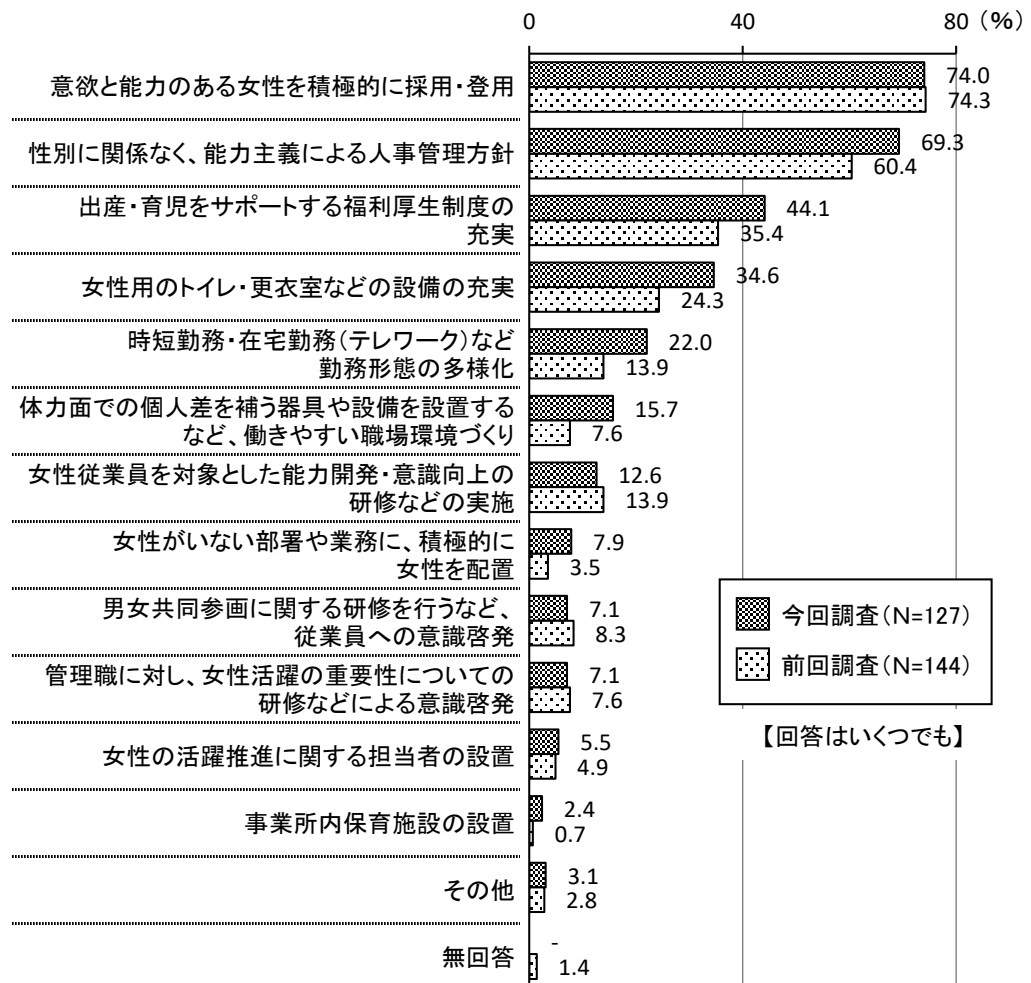
資料：R3 市民意識調査結果

図 3-14 女性活躍推進への取組を進めているか



資料：R3 事業所調査結果

図 3-15 女性活躍推進のための具体的な取組（女性活躍推進への取組を進めている事業所）



資料：R3 事業所調査結果

## 施策の方向

### 1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担を見直し、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、事業者等にハラスメント防止に関する法律等の周知を行い、結婚や出産があっても女性が働き続けられるよう、支援に努めます。

施策項目	取組内容	担当課
①雇用の場における機会均等の推進	(35)男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法律について、各種広報媒体の利用や講座開催により、事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課
②職場における性別役割分担意識解消と男女平等への啓発	(36)職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課 農林振興課 人事課
③労働に関する相談事業の充実	(37)職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課 人事課
④ハラスメントのない職場の実現に向けた広報・啓発	(38)セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課 人事課
⑤職場での男女格差是正の啓発	(39)飯塚公共職業安定所や飯塚商工会議所、飯塚市商工会などとの連携を強化し、昇進や賃金、職種など職場での男女格差是正に向けた啓発を図ります。	男女共同参画推進課 商工観光課
⑥育児・介護休業の取得促進	(40)女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課 人事課

## 2 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援

女性活躍推進法に基づき、正規・非正規雇用、起業、在宅ワークなど、それぞれ希望に応じた様々な条件、雇用形態での働き方が選択でき、かつ、いずれの働き方を選んでも働きつづけることができるよう支援の充実を図るとともに、女性の再就職等を支援します。

施策項目	取組内容	担当課
①女性の再就職や就労継続等への支援	(41)就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報収集と提供に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課
	(42)女性の職業意識の向上やキャリア形成など、就労・再就職を支援する学習機会の提供や資格・技術の習得のための情報提供に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課
②女性経営者に対する情報提供	(43)関係機関・団体が行う女性の経営能力向上に関する学習、交流の場の開催について、情報提供を行います。	商工観光課
③市女性職員の積極的育成・登用	(44)女性が活躍しやすい職場づくりのモデルとなるよう、派遣研修などを活用した人材育成に取り組み、市女性職員の管理職登用の推進に努めます。	人事課
④女性教職員の管理職への登用推進	(45)女性教職員の管理職等任用試験への積極的な受験奨励に努めます。	学校教育課
⑤女性の起業支援	(46)関係機関が実施する起業家セミナーや異業種交流会等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して女性の起業を支援します。	産学振興課
⑥女性農業者への支援	(47)新規就農支援制度や女性農業者支援制度の周知と活用を促し、新規就農者の拡充と併せて、女性新規就農者の拡大を図ります。	農林振興課

### 3 農業や自営業等における女性の就労環境の改善

農業や商店経営などの家族経営や小規模事業所などにおける女性の就労環境の改善を図り、男女共同参画を促進します。

施策項目	取組内容	担当課
①家族経営・小規模事業所などへの意識啓発	(48)家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。	商工観光課 農林振興課
②家族経営協定の締結促進	(49)家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努め、農業分野における女性の就労環境の改善を図ります。	農林振興課

#### 管理指標と数値目標

管理指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
職場での「昇格・昇進」について、男性の方が優遇されていると思う市民の割合	31.0%※	20%
新規就農者における累積女性就農者数	2人	7人

※令和3年度の調査結果

※図3-13参照。「男性の方が非常に優遇されている」または「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合。

### ◆重点目標3：ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれている状態を指します。仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。同時に、家事・育児・介護、地域活動、自己啓発などの活動も暮らしに欠かすことのできないものであり、男女ともにその充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進には事業所の理解が不可欠です。少子高齢化の進行により労働人口が減少する中、事業所にとっては優秀な人材の確保が重要な課題となっていますが、時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な事業所は、女性の就業の定着率が高まる傾向にあるほか、就職希望者も増え、優秀な人材が集まりやすくなっています。また、従業員自身が労働時間の管理や仕事の効率化を意識するようになり、生産性の向上につながるというメリットもあることから、さらなる事業所への啓発が必要です。

#### 現状と課題

事業所調査の結果を見ると、今回調査では、ワーク・ライフ・バランスの認知について、「知っている」は4割強で、前回調査より約12ポイント増え、認知は向上しています。(図3-16参照)

ワーク・ライフ・バランス」推進のための取組みについて、「取り組む必要がある」という回答は2割台半ばで「どちらかといえば取り組む必要がある」をあわせた『必要がある』と考える事業所は6割台半ばとなり、認知度同様に前回調査より約10ポイント増えています。また、「ワーク・ライフ・バランス」の認知と相関しており、認知の低かった企業規模が「30人以下」の事業所、女性の管理職がない事業所では、取組みに対する『必要がある』は低くなっています。(図3-17参照)

「ワーク・ライフ・バランス」推進のための取組みが必要と考える理由について、第1位は「従業員の満足度、仕事への意欲が高まることなどにより、生産性が向上する」で7割を超えて高く、第2位の「多様で有能な人材の獲得や定着が可能となる」



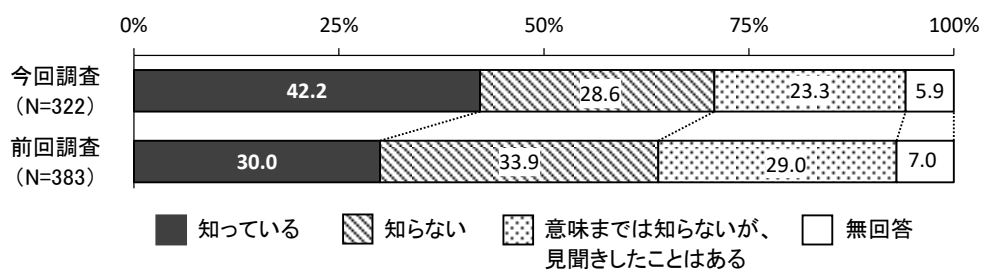
が4割台半ばで、前回調査と比べると9.3ポイント増と増え幅が最も高い項目で、労働力の確保が課題となってきていることが伺えます。(図3-18 参照)

一方で、ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要がないと回答した事業所は「人的・財政的に余裕がない。」よりも「ワーク・ライフ・バランスの考えが社会全体に根付いてないから」が高くなっており(図3-19 参照)、ワーク・ライフ・バランスの必要性と、その実現がもたらす効用について、市民、事業所双方への周知・啓発が必要です。

市民意識調査結果において、ワーク・ライフ・バランスを実現していくために必要だと思う条件として、前回調査と比べると男女とも「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的給与を充実すること」「賃金、労働などでの男女格差をなくすこと」が増えています。また、女性では「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」という回答割合が最も高くなっています。(図3-20 参照) このことを踏まえ、さらにワーク・ライフ・バランスの必要性と、その実現がもたらす効用について、市民、事業者等双方への周知・啓発が必要です。

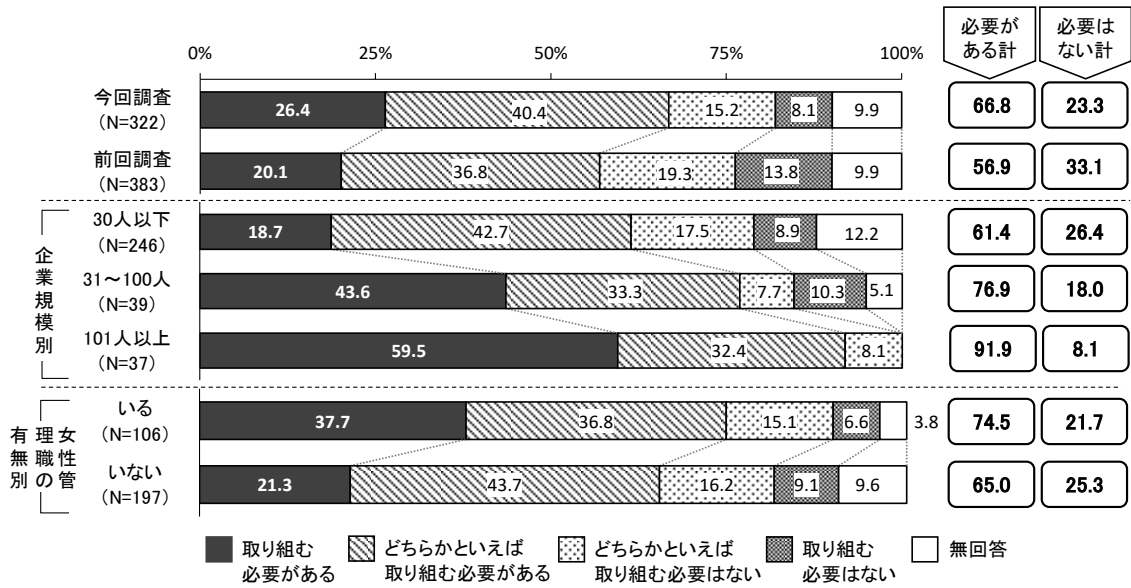
また、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、依然として女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減していく必要があります。「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、それぞれ整備・充実が図られていますが、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、さらなる子育て・介護環境の整備・充実が必要です。

図3-16 ワーク・ライフ・バランスの認知について



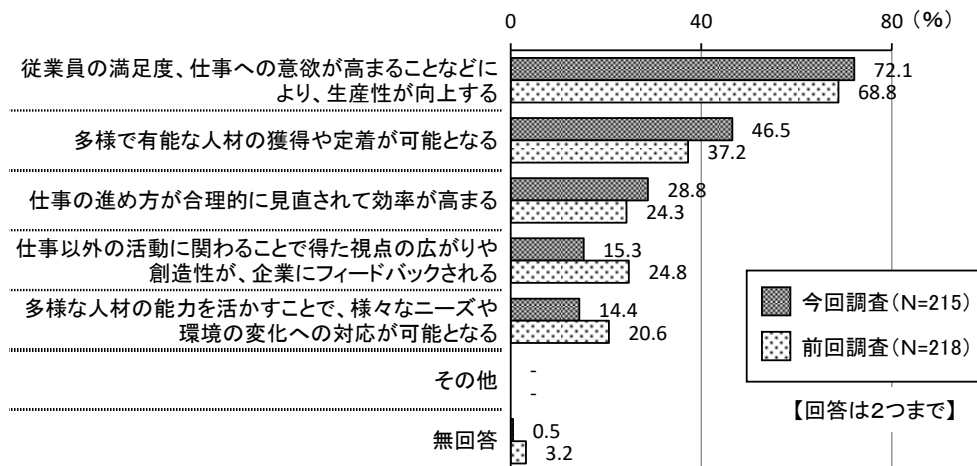
資料：R3 事業所調査結果

図 3-17 ワーク・ライフ・バランスの推進の取組みについての考え方



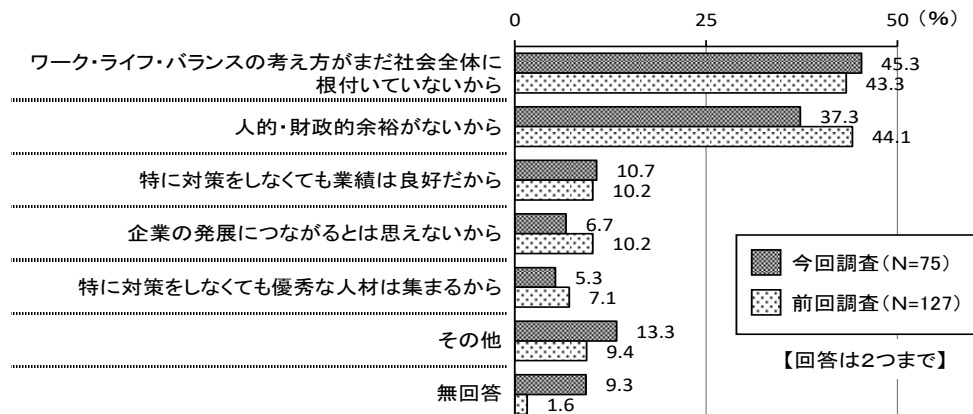
資料：R3 事業所調査結果

図 3-18 ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要があるとした理由



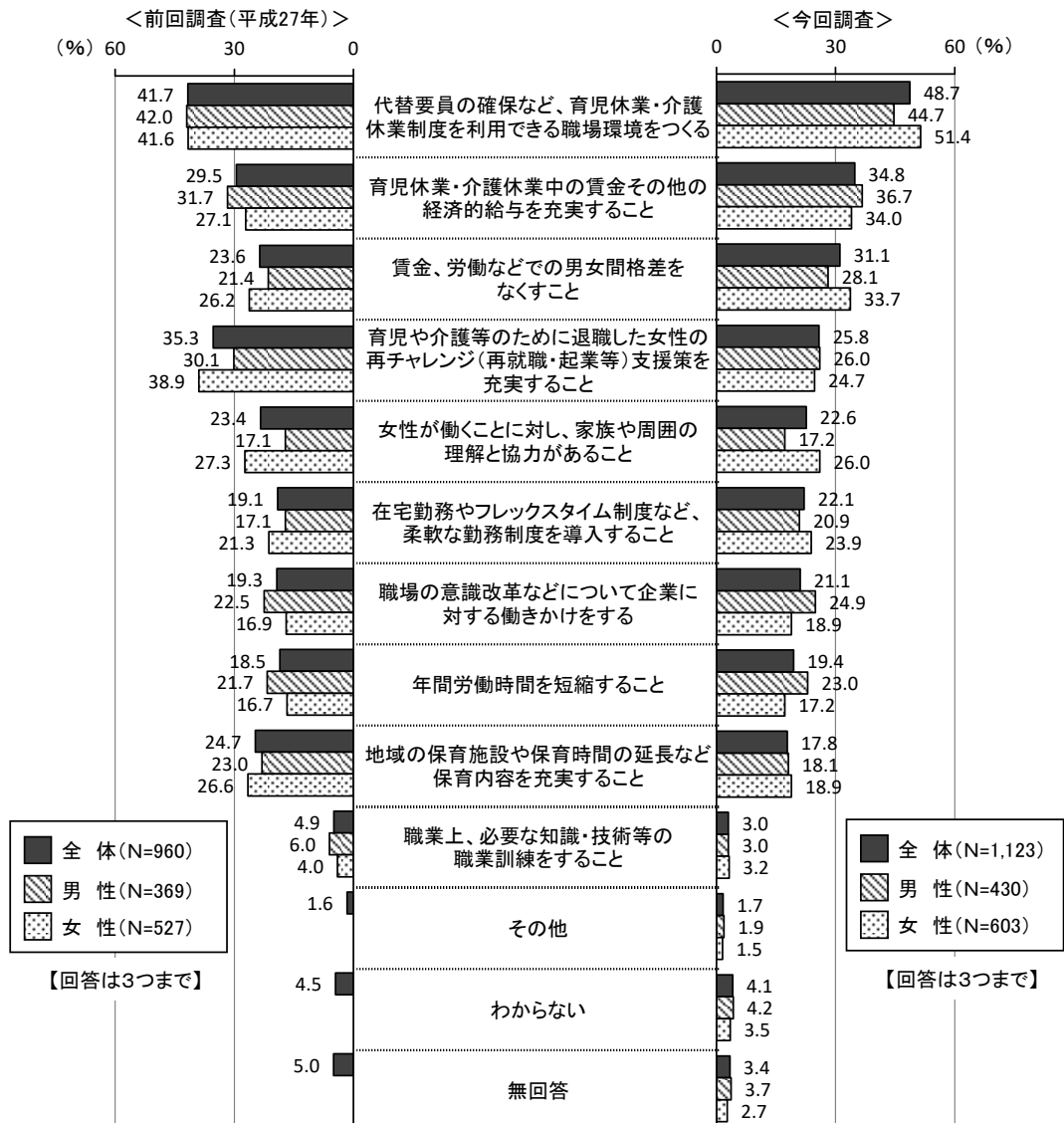
資料：R3 事業所調査結果

図 3-19 ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要がないとした理由



資料：R3 事業所調査結果

図 3-20 ワーク・ライフ・バランスを実現していくために必要だと思う条件



資料：R3 市民意識調査結果

施策の方向

1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めます。

施策項目	取組内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成	(50)長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。	男女共同参画推進課
	(51)仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。	商工観光課

施策項目	取組内容	担当課
②事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	(52)事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図ります。	男女共同参画推進課
	(53)先進的な取組事例等についてその内容と効果等について紹介などの広報に努めます。	商工観光課
③市職員のワーク・ライフ・バランスの実践	(54)育児・介護休業制度を利用する職員の代替要員の確保など、市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実践 <u>できるよう</u> 努めます。	人事課

## 2 仕事と家庭・地域活動などの両立支援

男女ともに仕事と家庭・地域活動などを両立できるよう、子育て支援・介護サービスの充実を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実	(55)「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、保育サービスの提供体制の充実に努めます。	子育て支援課
②子育て支援環境の整備充実	(56)子どもを持つ親の不安感を解消するため、地域子育て支援センターと街なか子育て <u>ひろば</u> を拠点に、子育てに関する相談、子育て情報の収集と提供、育児講座を実施するとともに、仲間づくりや情報交換の場である育児サークル等の育成・指導の充実、交流を図ります。	子育て支援課
	(57)市報、市のホームページや子育てガイドブック等により、子育てに関する様々な情報提供を行います。	子育て支援課
③高齢者等への介護環境の整備充実	(58)介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	高齢介護課 男女共同参画推進課 商工観光課

施策項目	取組内容	担当課
③高齢者等への介護環境の整備充実	(59)「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備・充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能充実を図ります。	高齢介護課
	(60)認知症高齢者やその家族が安心して生活を送ることができるように、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発に努めます。	高齢介護課
④家族介護者支援の充実	(61)介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。	高齢介護課
	(62)家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、相談事業等、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努めます。	高齢介護課

### 管理指標と数値目標

管 理 指 標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
市職員の男性の育児休業取得率	9.5%	13%
市職員の男性の育児参加の為の休暇の取得率	33.3%	50%
子育てしやすいまちと評価する人の割合	小学生 47.4% 就 学前児童 39.8% ※	50%
病児保育年間延べ利用者数	38人 (R2年度調査)	156人
一時預かり年間利用者数	2,426人 (R2年度調査)	6,000人
乳幼児家庭年間訪問割合	91.7%	100%
地域において認知症に対する正しい理解を促進し、認知症の方を支える地域づくりの一端を担う認知症サポーターの養成数	11,510人	16,510人

※平成30年度の調査結果

## 基本目標3

## 男女が共に支え合い、安全・安心で住みよいまちづくり

## ◆重点目標1：家庭における男女共同参画の促進

家庭では、男女がともに育児や介護などについて家族としての役割を果たしながら、共に支え合い協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭では家事、育児等、その大半を女性が担っているのが現状です。古くから、いわゆる専業主婦を中心とする、家庭における女性の無償労働（アンペイドワーク）による貢献度を適正に評価する必要性が指摘されてきましたが、夫婦共働きが一般化した現代にあっても、男女の役割分担は従来と変わらない家庭が少なくありません。家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も家事、育児、介護などに積極的に関わる必要があります。男性の従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへの転換を図り、男女が相互に協力し合う関係を築くことは、女性の負担を軽減し、その社会参画を促すだけでなく、男女双方のワーク・ライフ・バランスにつながることにもなります。

男性の家庭生活への参画を促すため、広報、啓発活動や学習機会の提供及び公的な子育て支援・介護サービスなどの利用促進も含めた支援体制づくりが必要です。

## 現状と課題

本市では、男女が共に家庭生活を担う環境づくりを進めるため、男性に対する意識啓発や子育て・介護支援の充実に取り組んできました。その結果、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識について、「反対派」は女性で68.8%、男性も64.2%であり、性別役割分担への否定的な考えが多数派となっています（図3-2参照）。しかし、家庭内での男女の役割分担をみると、「家計を支える（生活費を稼ぐ）」は、「主に男性」が65.4%と高くなっています。一方で「主に女性」は「炊事、掃除、洗濯などの家事」では81.9%と高く、「日々の家計の管理」も74.7%、「病人・高齢者の世話（介護）」「育児、子どものしつけ」といった他の家庭内の仕事も、女性に偏っており、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の実態がうかがえます（図3-21参照）。

また、育児に関しては、子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよいという考え方も根強く（図3-22参照）、やはり女性が主体になっています。

このことから、固定的性別役割分担意識は解消されつつある一方、実際の家庭生活での役割分担は依然として女性に負担がかかっていることがわかります。

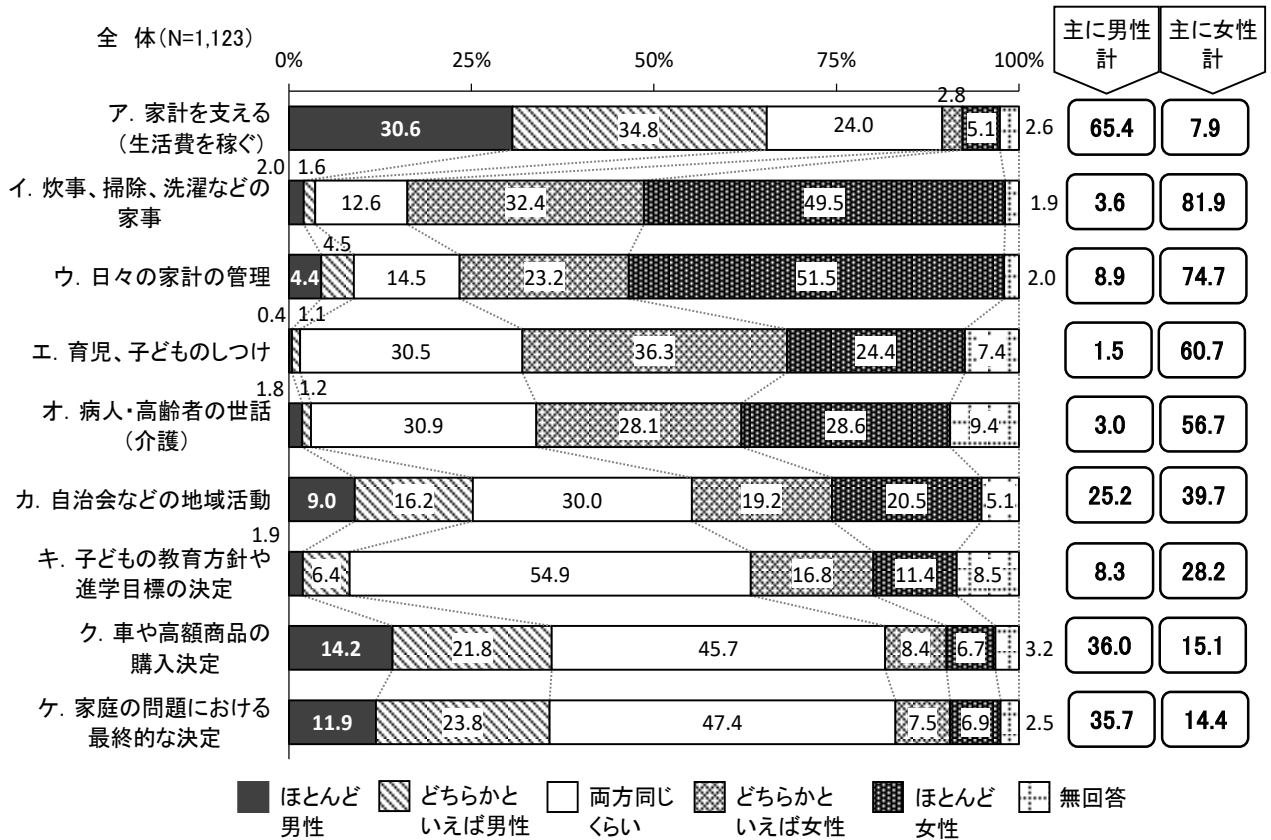
これら、女性に対する家事、育児の負担集中に伴うストレスや不安感、孤独感の増大は、近年の少子化の一因にもなっており、家庭における男女共同参画の促進は少子化対策としても重要です。

そのため、「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「第2次飯塚市子ども・子育て支援事業計画」の推進にあたっては、男女共同参画の視点に立って、多様な保育サービスの提供をはじめ、各種子育て相談、子育て情報・学習機会の提供、子育てグループの育成など、幅広い子育て支援策を展開する必要があります。

一方、高齢者などの介護に関しては、介護保険制度導入以降、介護の社会化という考え方の浸透とともに、介護保険のサービス利用者数も当初の予想を大きく上回り年々増加の傾向にあります。しかし、在宅で主に家族が介護をしているケースでは、やはり女性はその役割を担っているケースが多くなっています（図3-21参照）。女性の介護負担を軽減するためにも、公的サービスや地域包括ケアシステムの一層の拡充を図るとともに、各種サービスに関する情報提供や利用しやすい環境整備が重要です。

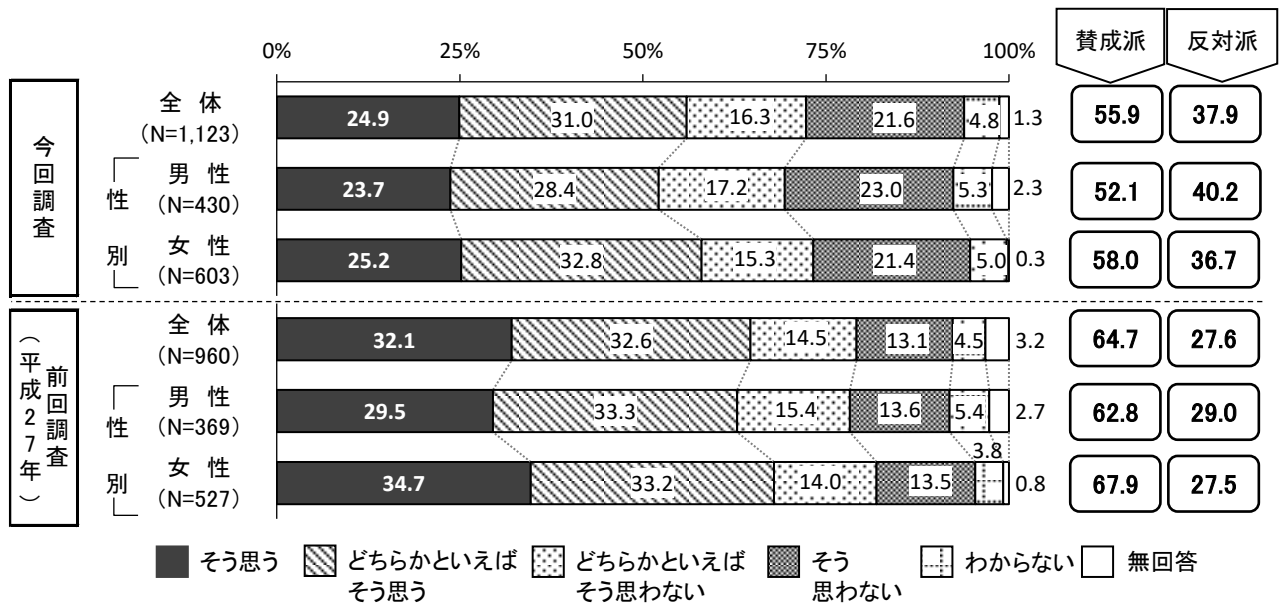
また、男女が共に家事、子育て、介護に積極的に参加するために必要なことについて、「家事、子育てや教育、介護などの分担について、家族が十分に話し合い、協力し合うこと」が最も高くなっており、家庭内での意志の疎通の大切さがうかがえます（図3-23参照）。

図 3-21 家庭における役割分担



資料: R3 市民意識調査結果

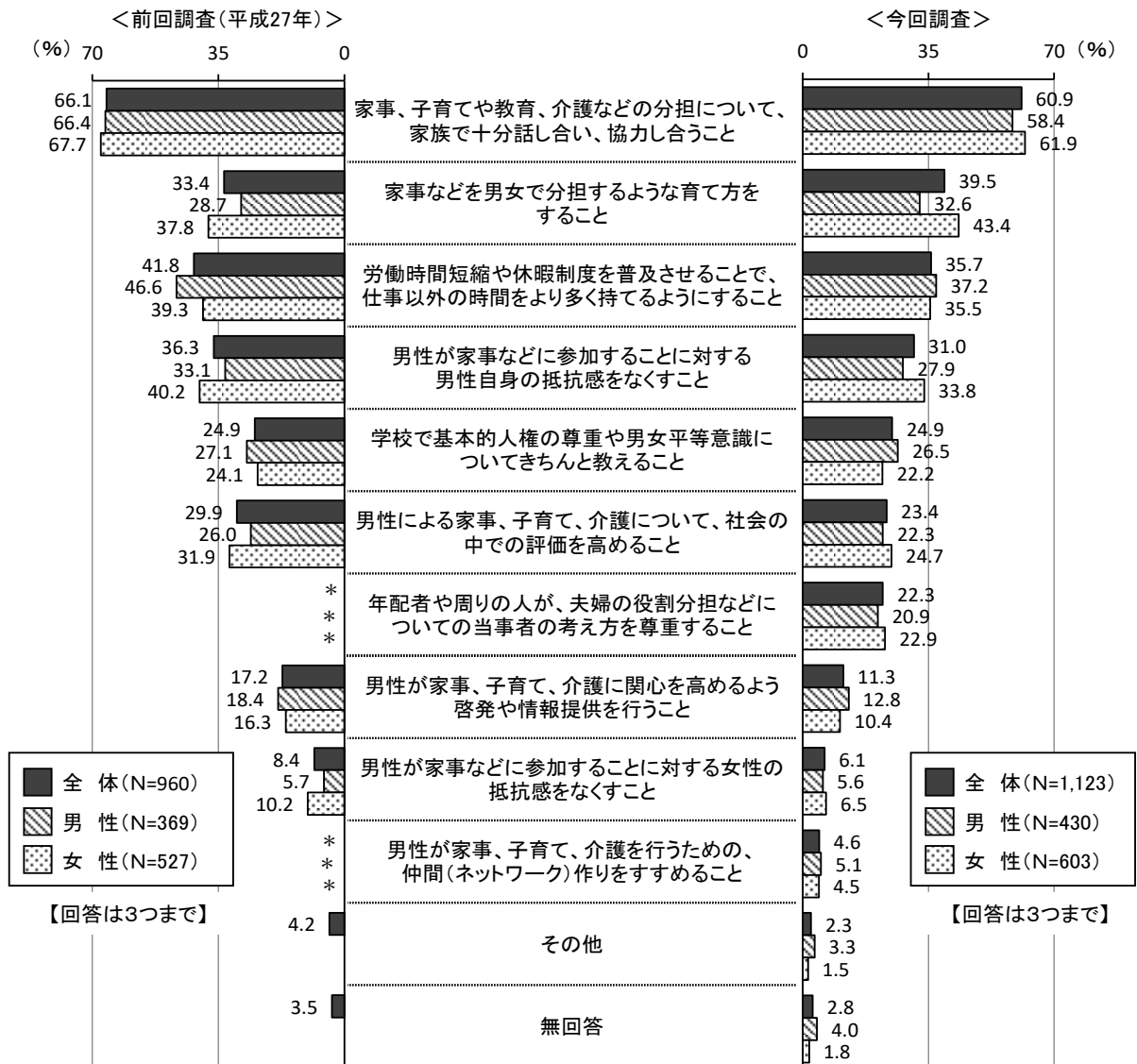
図 3-22 「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい」という考え方について



資料: R3 市民意識調査結果



図 3-23 男性が女性と共に家事、子育て、介護に積極的に参加していくために必要だと思うこと



資料：R3 市民意識調査結果

## 施策の方向

### 1 固定的な性別役割分担見直しの促進

男性の家事・育児・介護等への参画を促進し、男女がともに家庭生活における役割を分担できるよう、様々な機会や施策を通じて、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①あらゆる機会を捉えた家庭における男女共同参画についての意識の醸成	(63)男女が協力して子育てが行えるように両親学級を実施します。	健幸保健課
	(64)各種講座やセミナー、研修会等の学習機会、市報や市ホームページなど、多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。	男女共同参画推進課
	(65)育児・介護サービスの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	子育て支援課 高齢介護課
②男性の生活的自立の促進	(66)男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。	男女共同参画推進課 生涯学習課 子育て支援課
	(67)孤立しがちな高齢期の男性などに対する日常生活の自立に向けた支援に努めます。	高齢介護課
③男女共同参画の視点に立った少子化対策の充実	(68)「第2次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき「妊娠、出産、子育ての一貫した支援と環境の充実」に努め、子育て世代の移住・定住の促進を図ります。	総合政策課

## 2 子育て・介護環境の整備・充実

家庭における育児や介護などについての女性の負担を軽減し、男女がともに社会参画と家庭参画の両立が促進できるよう、子育て環境や介護環境の整備、充実に努めます。

施策項目	取組内容	担当課
①多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実 (再掲)	(55)「 <b>第2期</b> 飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、保育サービスの提供体制の充実に努めます。	子育て支援課
②子育て支援環境の整備充実 (再掲)	(56)子どもを持つ親の不安感を解消するため、地域子育て支援センターと街なか子育て <b>ひろば</b> を拠点に、子育てに関する相談、子育て情報の収集と提供、育児講座を実施するとともに、仲間づくりや情報交換の場である育児サークル等の育成・指導の充実、交流を図ります。	子育て支援課
	(57)市報、市のホームページや子育てガイドブック等により、子育てに関する様々な情報提供を行います。	子育て支援課
③高齢者等への介護環境の整備充実 (再掲)	(58)介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	高齢介護課 男女共同参画推進課 商工観光課
	(59)「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備・充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能充実に努めます。	高齢介護課
	(60)認知症高齢者やその家族が安心して生活を送ることができるように、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発に努めます。	高齢介護課
④家族介護者支援の充実 (再掲)	(61)介護に関する総合的な相談体制を充実させ、相談窓口の周知に努めます。	高齢介護課
	(62)家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、相談事業等、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努めます。	高齢介護課

## 管理指標と数値目標

管 理 指 標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
家庭における役割分担 「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」 「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合	60.7%※1	30%
家庭における役割分担 「病人・高齢者の世話(介護)」について、「ほとんど 女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割 合	56.7%※1	30%
子育てしやすいまちと評価する人の割合(再掲)	小学生 47.4%就 学前児童 39.8% ※2	50%
病児保育年間延べ利用者数(再掲)	38人	156人
一時預かり年間利用者数(再掲)	2,426人	6,000人
乳幼児家庭訪問年間訪問割合(再掲)	91.7%	100%
地域において認知症に対する正しい理解を促進し、認 知症の方を支える地域づくりの一端を担う認知症サ ポーターの養成数(再掲)	11,510人	16,510人

※1 令和3年度の調査結果

※2 平成30年度の調査結果

## ◆重点目標2：地域社会への男女共同参画の促進

地域社会は、安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり、男女が共に協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

しかし、都市化の進展や個人、世代間の価値観の多様化を背景に、地域の帰属意識や人のつながりが希薄になり、地域活動などに参加する機会が少なくなっているのが現状です。また、地域コミュニティの弱体化に伴って、安全・安心の維持確保などの面で、不安や支障も出始めており、誰もが安心して暮らせる環境を確保し、防犯・防災、住環境など地域が抱える様々な課題に対応できる地域力を高めていくには、それらの活動を男女がともに担い、性別による偏りを無くすなど、地域における男女共同参画が不可欠です。そのためには、地域で暮らす様々な立場の市民が地域活動に参加・参画するための意識啓発や情報提供を行うとともに、誰もが主体的に地域活動に貢献できる体制作りや、地域ネットワークの構築と活動団体などに対する支援が必要です。

### 現状と課題

本市では、人口減少、少子高齢化、核家族化などによる急激な社会の変化により、これまで地域が担ってきた「共助」の機能が低下しており、自治会をはじめとする各種団体では担い手不足や役員の高齢化、固定化を招いています。市民意識調査の結果によると、この1年間にどの地域活動にも参加したことがない人の割合は全体の46.1%と過半数に近く、前回調査より減っているものの、未だ、地域のつながりの希薄化が解消されてはいないことがうかがえます。(図3-24参照)。

しかし、一方で、環境や福祉、防災などの様々な分野で活発に活動している市民団体も少なくなく、複雑化、多様化する地域課題を解決するためには、今後も地域の主体的な活動を促進し、市民と行政が一体となり施策を展開していくことが不可欠です。市は、市民等及び活動団体と情報共有を図り、市民等の多様な意見を反映できる機会を設けながら、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、それぞれの役割に応じた取組を進めることで、地域の課題を自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを推進するため、令和2年3月に「飯塚市協働のまちづくり推進条例」を制定しています。

また、災害に備えるために必要なことでは、「避難所運営や備蓄品について女性や要配慮者の視点を取り入れる」が最も高く、次いで「日ごろから地域活動に積極的に参

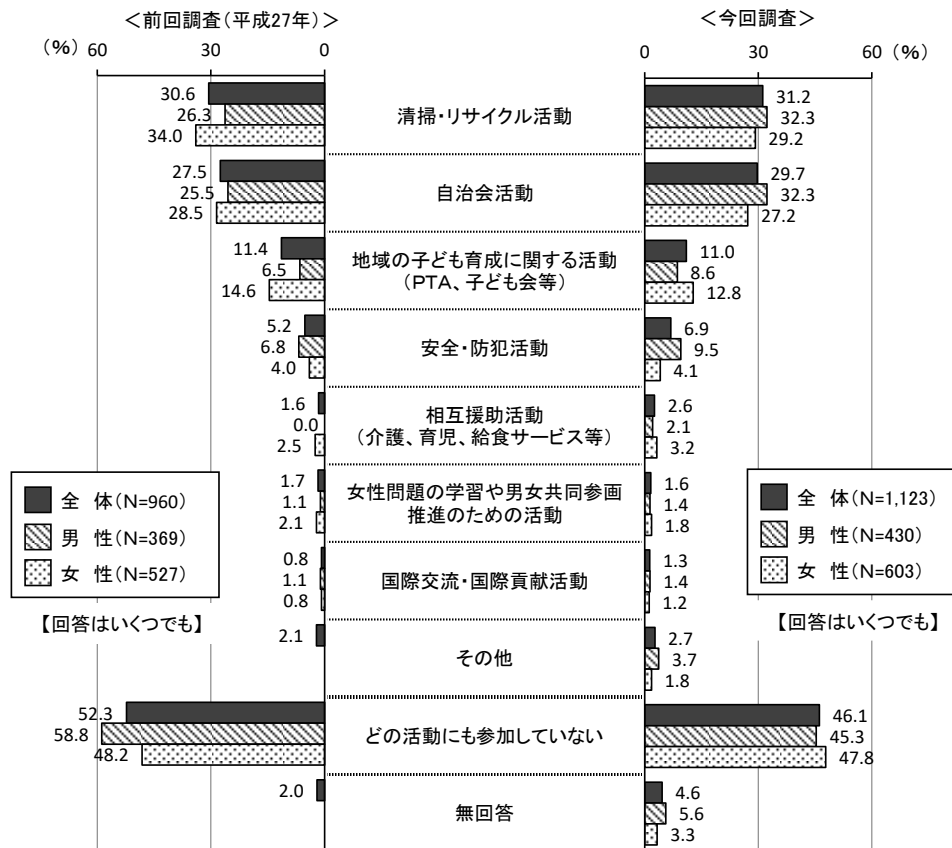
加し、地域のつながりを大切にする」となっており、日ごろからの地域のつながりや女性の積極的な参画が望まれていることがうかがえます。

また、災害に備えるために必要なことでは、「避難所運営や備蓄品について女性や要配慮者の視点を取り入れる」が最も高く、次いで「日ごろから地域活動に積極的に参加し、地域のつながりを大切にする」となっており、日ごろからの地域のつながりや女性の積極的な参画が望まれていることがうかがえます。(図 3-25 参照)

しかし、地域活動の場で女性より男性が優遇されていると感じる割合は男性よりも女性の方が高くなっており(図 3-26 参照)、これは、自治会長など役職につくのがほとんど男性という現状を反映していると思われます。しかし、女性がそのような役職につくことを推薦された場合に、「引き受けない」という回答は女性の方が高い割合となっており(図 3-27 参照)、その理由としては、責任の重さのほか、家事・育児や介護に支障がでる、役職につく知識や経験の不足をあげる女性が少なくありませんでした(図 3-28 参照)。しかし、女性は地域活動の現場を支えており、地域の課題を熟知していることも多いと考えられることから、その経験を活かして地域活動の決定権を有する立場に立つことはよりよい地域づくりにも求められることです。女性がリーダーとしての役割を果たせるよう、また、男性の意識改革が進むよう、男女それぞれへの啓発や学習機会の提供を進める必要があります。

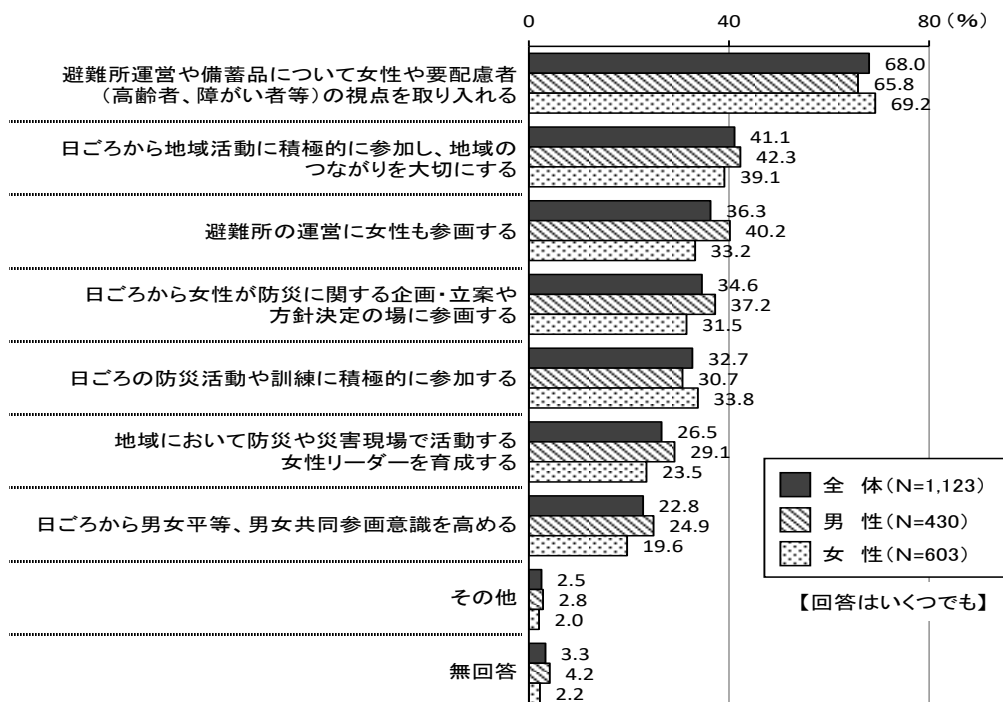
地域防災をはじめとする地域の安全・安心という見地から地域活動に平常時から男女共同参画の視点を取り入れる重要性について理解を深め、男性優位の地域の習慣を改善していく必要があります。また、男女のニーズを踏まえ、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図ることが重要です。

図 3-24 1年間に参加したことがある地域活動



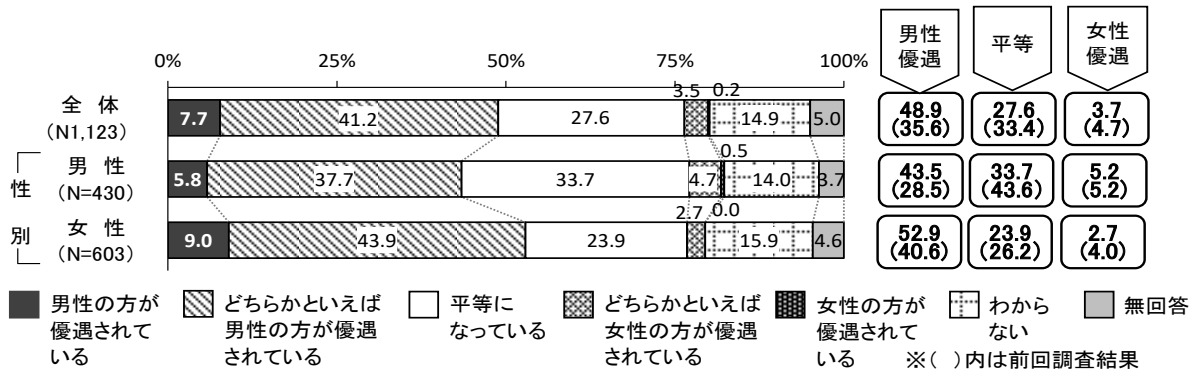
資料：R3 市民意識調査結果

図 3-25 災害に備えるためにどのようなことが必要なこと



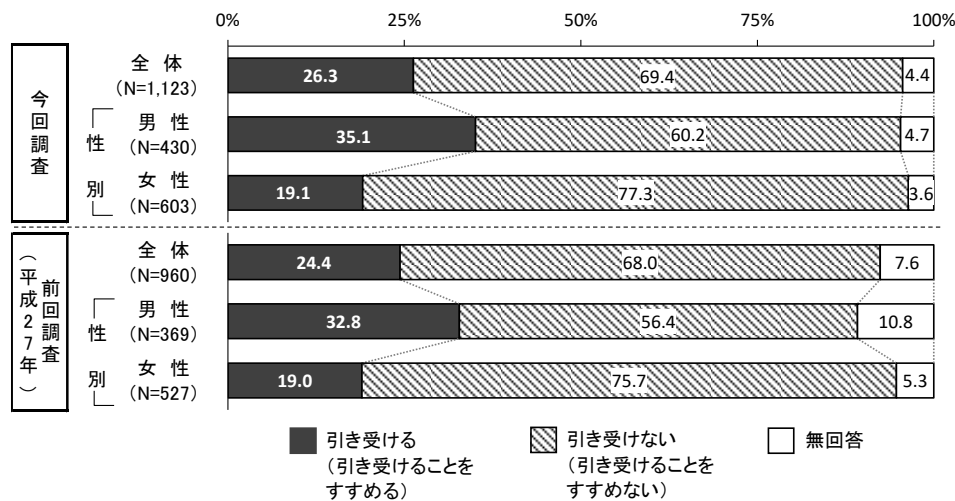
資料：R3 市民意識調査結果

図 3-26 地域活動の場における男女の平等感



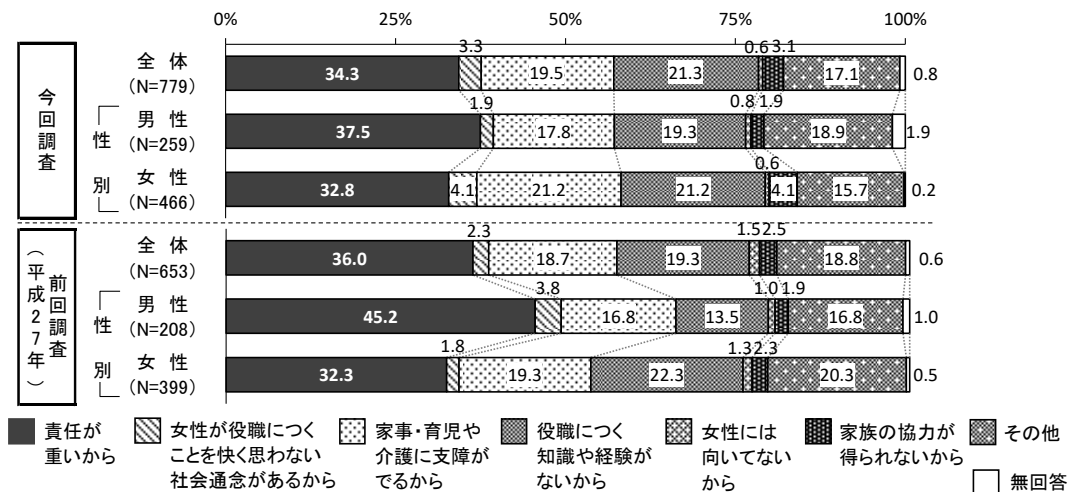
資料：R3 市民意識調査結果

図 3-27 地域の役職に推薦されたら引き受けるか（女性）  
妻など身近な女性が推薦されたら引き受けることをすすめるか（男性）



資料：R3 市民意識調査結果

図 3-28 地域の役職を引き受けない（引き受けることをすすめない）理由



資料：R3 市民意識調査結果



## 施策の方向

### 1 男女協働による地域コミュニティづくり

地域活動における男女共同参画の必要性について意識啓発を行うとともに、「飯塚市地域福祉計画」を踏まえ、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もが地域社会の一員としての自覚を持って、まちづくり・地域づくりへの積極的な参加・参画ができる環境の整備に努め、市民、地域活動団体、事業者と行政との協働による事業の推進を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①地域社会での男女平等意識の啓発	(69)地域社会での男女の対等な関係づくりと、様々な活動の中で常に男女平等意識が浸透するように継続的な啓発の充実に努めます。	男女共同参画推進課
②地域活動における男女共同参画の推進	(70)様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。	男女共同参画推進課 まちづくり推進課
	(71)男性の地域活動や子育て支援、ボランティア活動への参加を促す機会や情報の提供、相談、啓発の充実に努めます。	男女共同参画推進課
	(72)地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	男女共同参画推進課 まちづくり推進課 生涯学習課
	(73)地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	男女共同参画推進課 まちづくり推進課
③青少年の地域活動への参画促進	(74) 地域活動を行う子育て支援団体の活動の場を提供するとともに活動内容を確認し、活動しやすい環境作りに努めます。	子育て支援課

施策項目	取組内容	担当課
④障がい者の自立支援と地域活動への参加促進	(75)障がい者に関する正しい理解を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するための支援の充実と環境の整備を図ります。	社会・障がい者福祉課
⑤高齢者の自立支援と地域活動への参画促進	(76)高齢者が気軽に通える教室などを開催し、地域において高齢者が集える場所づくりを促進し、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画を図ります。	高齢介護課
	(77)高齢者がこれまで培ってきた知識と経験を活用することができるよう、シルバー人材センターの活動など、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。	高齢介護課
⑥国際理解と国際交流の推進	(78)地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人も地域の一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を促進します。	国際政策課
⑦地域活動団体への活動支援	(79)各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やスキルアップに向けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化などの支援を行います。	男女共同参画推進課
	(80)市民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。	男女共同参画推進課

## 2 防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進

性別や年齢にかかわらずあらゆる市民が防災・減災・災害復興に参画できるように防災意識の向上を図るとともに、男女のニーズの違いや、障がい者、高齢者など災害時に困難に直面する人々に配慮するなど、男女共同参画の視点を組み入れた防災・減災・災害復興対策に取り組めます。

施策項目	取組内容	担当課
①防災・減災・災害復興の企画・立案における女性の参画促進	(81)「飯塚市地域防災計画」や各種対応マニュアルの策定等の企画・立案において、女性の参画を促進することで、様々な立場の人のニーズに配慮するよう努めます。	防災安全課
②自主防災組織等への女性の参画促進	(82)自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけるとともに、女性消防団員の確保に努めます。	防災安全課

## 管理指標と数値目標

管理指標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
地域活動の場で、男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合	27.6%※	50%
直近1年間に何か地域活動に参加したことがある市民の割合	49.3%※	60%
女性消防団員数	31人	38人

※令和3年度の調査結果

### ◆重点目標3：性の尊重とあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女それぞれの性や身体的特性を十分に理解し、尊重し合うことが大切です。男女それぞれが直面する健康上の問題に関する性差について正しく理解することは、互いの安心な暮らしにもつながります。男女の体の構造の差から、男女それぞれ特有の病気がありますが、特に女性には多く見られます。乳がん子宮がんなど女性特有の病気に加え、妊娠や出産、更年期障害など健康面のリスクも多く、また、平均寿命が男性より長いことから、健康障がいと長くつきあうこととなります。そのため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点も含め、女性特有の健康問題について、男性の理解を促すとともに、男女ともにそれぞれの健康問題について正しく理解し、こころと体の健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援を行うことが重要です。

一方、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメントなどの性別による人権侵害は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、性暴力についても男女共同参画社会の実現を図る上で絶対に克服しなければならない重要な課題です。

特にDVは、家庭内の問題として顕在化しにくく、当事者が自らの被害・加害に気づかないという状況もあります。また、福岡県では、性暴力について、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくることを基本理念とし、市町村の責務も明記した「福岡県性暴力根絶条例」を平成31年に施行、令和2年5月に全面施行しました。

DVや性暴力の防止にあたっては、予防の観点から、子どもの頃からの暴力を許さない意識づくりを徹底するとともに、あらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を推進することが必要です。

また、近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジポルノなど男女間の暴力も多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても情報の提供に努めるとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。

## 現状と課題

性の理解と尊重については、現在、学校教育の中で、命を大切に教育や子どもの発達段階に応じた性教育などを行っています。子どものこころや体の健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。

また、「すべての人が健康で、いきいきと笑顔で暮らせるまち」を目指し、「健康増進計画」「食育推進計画」「がん対策推進計画」「母子保健計画」を一体化した「飯塚市健康づくり計画」を平成31年に策定しました。人々の生活が多様化していく現代では、一人ひとりが健康に対する意識を持ち、ライフステージに応じた健康づくりを展開する必要があります。

今後も、市民の生活習慣の改善や健幸づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安心して出産できる環境整備や、女性特有のこころや身体の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

一方、すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など様々で、女性だけでなく男性の中にも被害を受けている人はいます。しかし、相談件数や被害件数が多いのは圧倒的に女性であり、被害も深刻です。

女性に対する暴力の背景には、「男らしさ」「女らしさ」といった固定的な性別意識が根強いことや、男女の経済力の格差など、男性優位の社会構造が考えられます。

近年では、セクシュアル・ハラスメントや性的暴行の被害体験を告白・共有する「#Me Too 運動」や被害者が声を上げ、性暴力の根絶を訴える「フラワーデモ」などによって性犯罪・性暴力の根絶を求める声が高まっています。

DVや性暴力は、いつでも、誰にでも起こり得る問題として、市民一人ひとりが「どんな暴力も絶対に許さない」「被害を見逃さない」という意識を持つことが重要です。

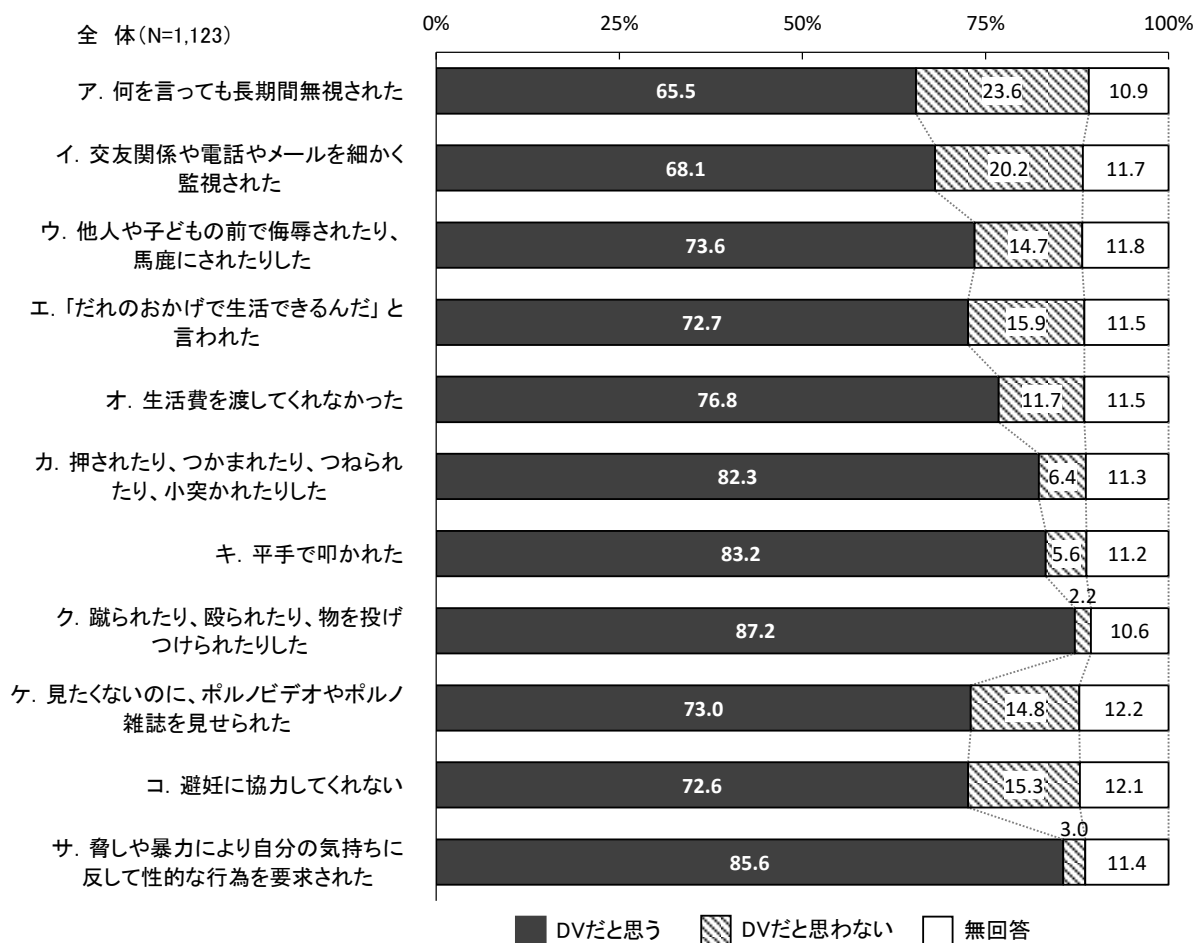
男女間の暴力について市民意識調査の結果を見ると、DVについては、身体的暴力(図3-29のカ～ク、サ)がそれに該当するという認識はかなり広がっていますが、精神的な暴力(同ア～エ)や性的な暴力(同ケ、コ)、経済的な暴力(同オ)については、まだ十分な理解が進んでいるとは言えない状況がうかがえます(図3-29参照)。また、実際に何らかのDVやセクシュアル・ハラスメントを受けた経験がある女性も少なくないことがわかります(図3-30、図3-31参照)。

これら女性の暴力被害に対して、市では警察や配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ってきました（図 3-32 参照）。しかし、市民意識調査の結果を見ると、DVの被害にあった女性の相談先としては、「友人、知人」や「家族、親族」が多く（図 3-33 参照）、「誰（どこ）にも相談しなかった」人の中には、「相談するほどのことではないと思ったから」「自分にも悪いことがあると思ったから」と回答した人が高くなっています（図 3-34 参照）。

DV被害が潜在化しないよう、相談窓口の周知を図るとともに、被害者が安心して相談できるよう、相談員の資質向上等、さらなる支援体制の充実が必要です。

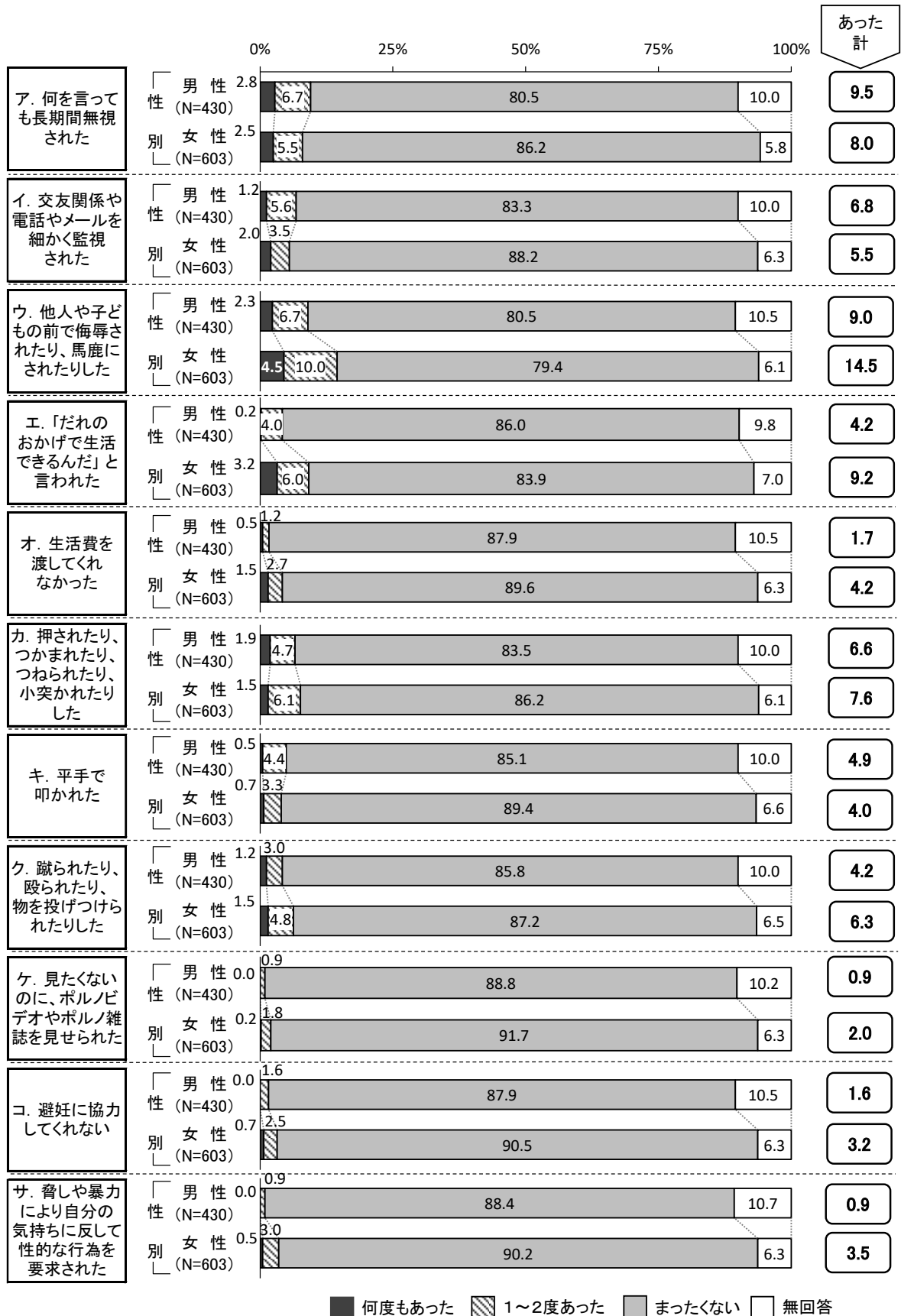
さらに、近年、若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー行為、性暴力）も問題となっています。若者を被害者にも加害者にも傍観者にもしないための予防啓発、教育・学習の推進や相談窓口の周知が重要です。

図 3-29 DVの認知度



資料：R3 市民意識調査結果

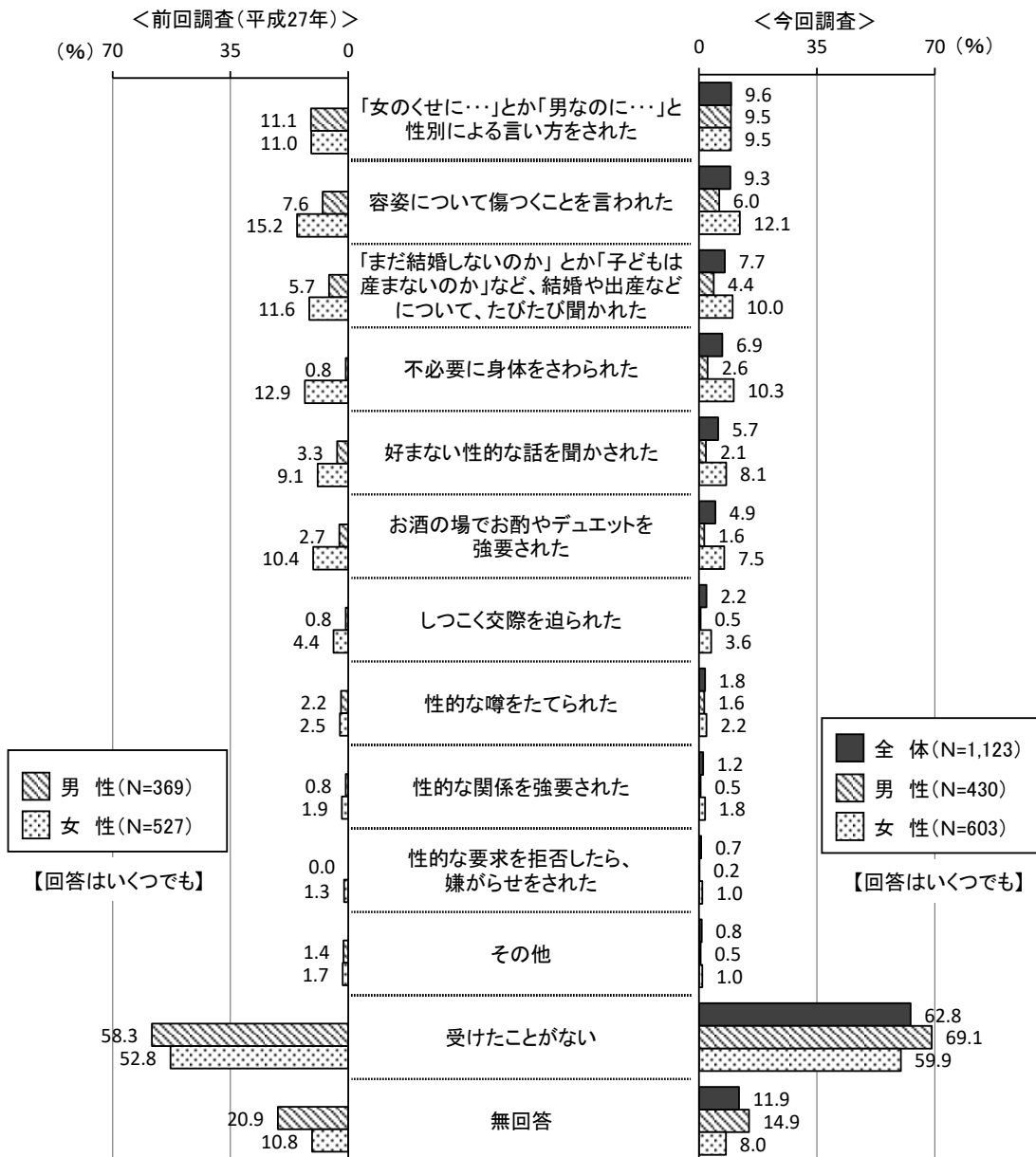
図 3-30 DVを受けた経験



■ 何度もあった    ▨ 1~2度あった    ■ まったくない    □ 無回答

資料：R3 市民意識調査結果

図 3-31 セクシュアル・ハラスメントを受けた経験



資料：R3 市民意識調査結果



図 3-32 DV の相談支援ネットワーク

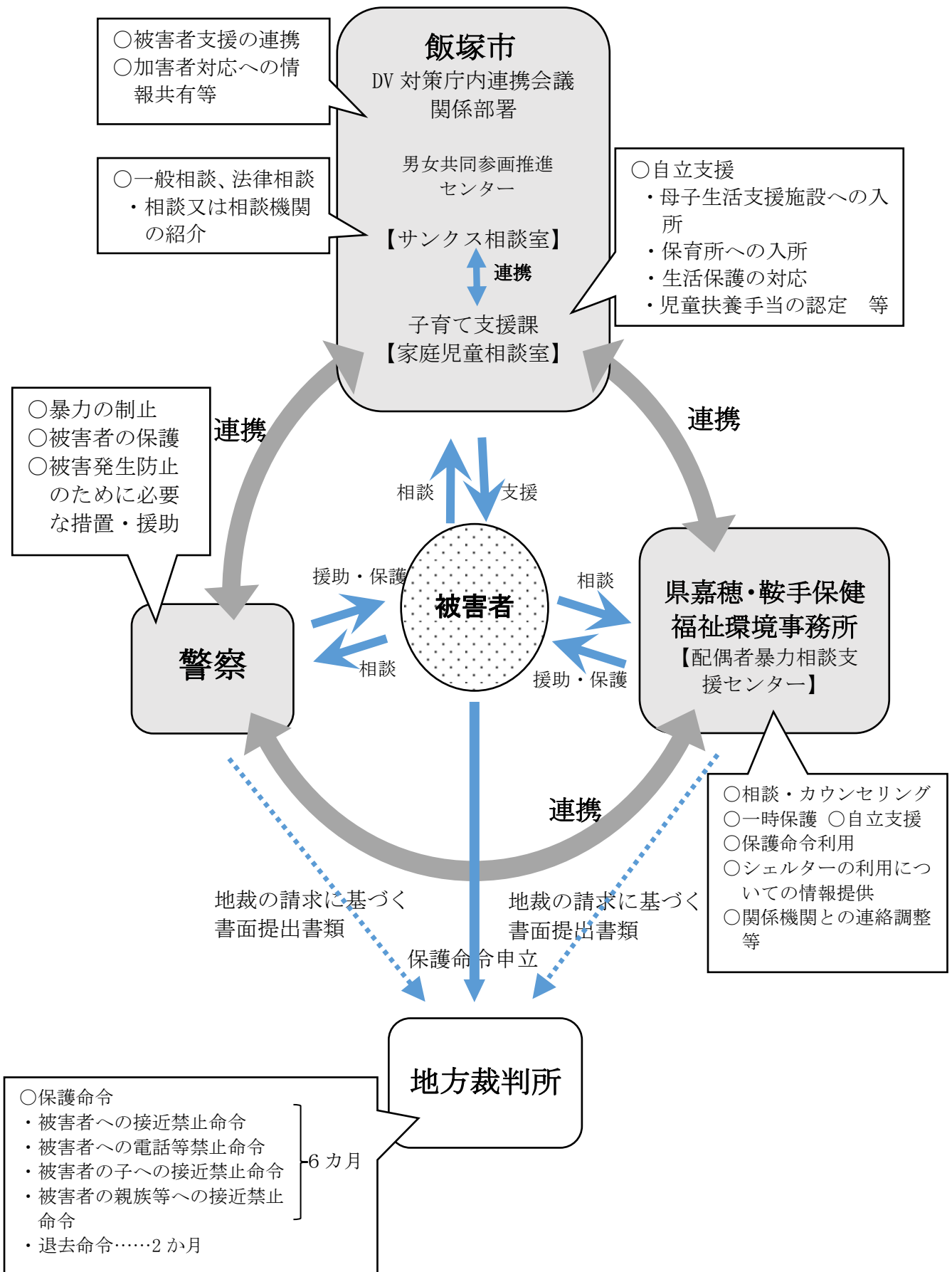
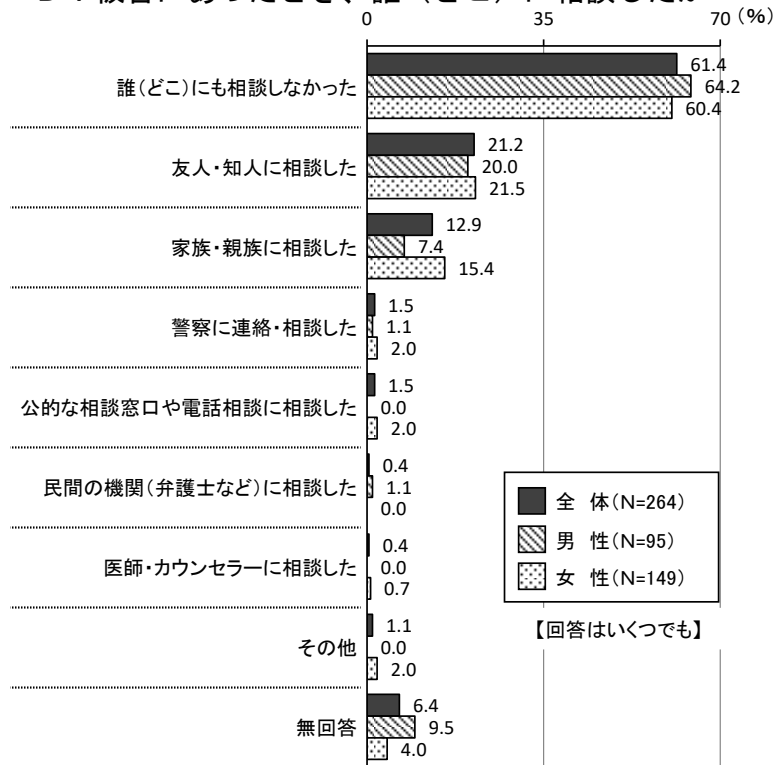
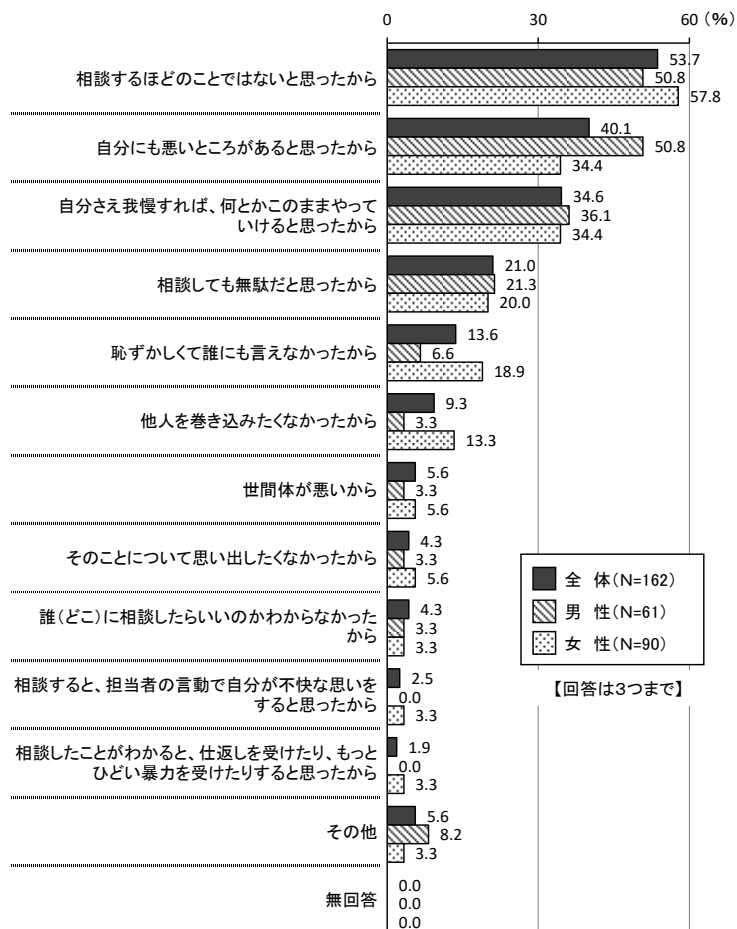


図 3-33 DV被害にあったとき、誰（どこ）に相談したか



資料：R3 市民意識調査結果

図 3-34 DV被害にあったとき、相談しなかった理由



資料：R3 市民意識調査結果

## 施策の方向

### 1 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援

男女それぞれの性や身体的特性に対する正しい理解を促進し、互いの性を尊重する意識の醸成と、生涯を通じた男女のこころと体の健康支援を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①男女が互いを認め合うこころを養う学習の推進	(83)小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認め合うこころを養います。	学校教育課
②市の刊行物などの表現への留意	(84)市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	関係各課
③健康づくりの普及・啓発	(85)「第2次いっぴか健幸都市基本計画」に基づき健幸プラザ「いいけん広場」を拠点とした多様な健幸事業の展開を図るとともに、市民の自発的な健康づくりのための啓発を行います。	健幸都市推進課
	(86)健康診査の受診を奨励し、市民の健康管理の促進に努めます。	健幸保健課
	(87)健康づくりを支援するため、健康教育及び相談体制の充実を図ります。	健幸保健課
④生涯を通じた女性の健康支援	(88)「飯塚市健康づくり計画」の推進に努めます。	健幸保健課
	(89)妊娠・出産に関する正しい理解を深め、安心・安全に妊娠・出産できる環境整備に努めます。	健幸保健課
	(90)性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	健幸保健課
	(91)妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	健幸保健課
	(92)乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診や骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、受診を奨励し市民の健康管理の促進に努めます。	健幸保健課

施策項目	取組内容	担当課
⑤望まない妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及	(93)望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	学校教育課 健幸保健課
	(94)発達段階に応じた性教育と、売買春及び女性に対する暴力は女性の人権侵害であることを浸透させる教育を実施します。	学校教育課
	(95)自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。	男女共同参画推進課 健幸保健課

## 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

女性に対するDVをはじめとする暴力やハラスメントを根絶するための基盤づくりを進めるとともに、暴力被害にあった市民の支援体制の充実を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①暴力を根絶するための基盤整備	(96)暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	関係各課
	(97)被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	関係各課
	(98)DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童・高齢者・障がい者）虐待防止法等について学習の機会の提供や啓発・周知に努めます。	関係各課
	(99)男女ともに自分の性を大切にし、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVやストーカー行為について学習する機会を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう、啓発に努めます。	学校教育課
②DV防止対策及び被害者保護の推進	(100)DVの危険性を深く浸透させるとともに、正しい知識の普及などDV防止に関する啓発の強化に努めます。	男女共同参画推進課
	(101)被害者が安心して相談することができる体制の充実と対応する職員の資質向上を図ります。	男女共同参画推進課

施策項目	取組内容	担当課
②DV防止対策 及び被害者保護の推進	(102)被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。	男女共同参画推進課
	(103)被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	関係各課
③ハラスメント などの防止対策の推進	(104)ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど配偶者等、異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	男女共同参画推進課
	(105)企業や団体へのハラスメントなどの防止対策や相談体制づくりへの働きかけに努めます。	商工観光課
	(106)市職員へのハラスメントなどの防止対策や相談体制の充実及び意識啓発と研修会への参加促進に努めます。	人事課

### 3 性暴力の防止及び被害者支援

性暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、性暴力根絶及び性暴力被害者の支援に関する市民の理解の促進を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①性暴力に関する広報・啓発	(107)性暴力防止及び性暴力被害者の相談機関の広報・啓発を行います。	男女共同参画推進課
②生命（いのち）の安全教育	(108)発達段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を行います。	学校教育課

## 管理指標と数値目標

管 理 指 標	令和2年度 (現状値)	令和8年度 (目標値)
国民健康保険加入者における特定健診受診率	36.9% (R2年度)	60%
「交友関係や電話やメールを細かく監視」することが「DVだと思う」市民の割合	男性:66.5% 女性:70.1% ※2	男性:80% 女性:80%
「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった市民の割合※1	男性: 4.2% 女性: 6.3% ※2	男性: 0% 女性: 0%

※1 現状値把握時の調査では特に期間を限定していませんが、目標達成検証時の調査では直近3年間について尋ねることとします。

※2 令和3年度の調査結果

## ◆重点目標4：様々な困難を抱える人への支援

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、またグローバル化の進展など、社会や経済の状況が急激に変化していくなかで、貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のない、きめ細かな支援が求められています。

### 現状と課題

女性は結婚や出産、育児等ライフイベントにより生活スタイルが変わることでの影響を受けやすく、また、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方や離婚等により、生活上の困難に陥ることも少なくありません。長期的な展望に立って安心して暮らせるよう支援することが必要です。

特に、高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った支援が必要です。

また、困難に直面してもコミュニティ内で相談できる人がいる人が少なくなっていることから、孤立化を防ぐことが急務です。ひとつの相談窓口で解決することが難しい場合など、関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制の強化も必要です。

女性は男性よりも平均的に長寿であるため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。また、障がいがあること、外国人であること、**部落差別問題**などに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれないう、生活や就業面の支援や人権擁護の取組が必要です。さらに、最近では性的少数者の人権問題が顕在化しつつあり、性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれないう、その理解の促進など新たな取組が求められています。

## 施策の方向

### 1 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、生活支援や就業支援を行うとともに、子どもの学習支援を推進し、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組を推進します。

施策項目	取組内容	担当課
①相談・情報提供の充実	(109)ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、家庭児童相談員や母子父子自立支援員による相談事業の充実を図るとともに、各種助成制度や自立支援メニュー等の情報提供を行います。	子育て支援課
②経済的支援	(110)児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	医療保険課 子育て支援課 学校教育課
③生活の支援	(111)生活上の問題で児童の養育が十分でない時に母子家庭が安心して生活できるように母子生活支援施設へ入所させ、自立促進のための生活支援を実施します。	子育て支援課
	(112)住宅に困窮する母子家庭に対し、市営住宅入居の支援を行います。	住宅課
	(113)ひとり親家庭に対し、一時的に家事や育児を行うことが難しくなった場合に、支援員が日常生活支援を行います。	子育て支援課
④就業の支援	(114)母子家庭の母、または父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給し就業を支援します。	子育て支援課
⑤就学の支援	(115)経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行います。	教育総務課



## 2 部落差別を受ける人、高齢者、障がいのある人、国籍による差別を受ける人等困難を抱える女性や、性的少数者等が安心して暮らせる環境整備

貧困や社会的孤立等、複雑・多様化する課題を解決し、安心して暮らせる社会を構築するため、行政や関係団体が密接に連携し、総合的な支援を行うとともに、相談体制を整備します。

また、性的指向や性自認等を理由として困難な状況に置かれている人たちへの正しい理解と人権に配慮した社会づくりを進めます。

施策項目	取組内容	担当課
①生活相談への積極的対応	(116)生活上の様々な困難を解消すべく、行政や民間団体等が連携し、福祉等の諸施策について情報の提供や総合的な支援を行います。	関係各課
	(117)障がいのある児童を持つ親の悩みを受け止めるため、心理、教育等各分野における指導、助言を行うための相談事業を行います。	学校教育課
②生活の支援	(118)高い専門性が必要な場合や、複雑困難な事案などについても、ワンストップによる窓口対応を含めた、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。	社会・障がい者福祉課
	(119)利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備・改善を促進します。	関係各課
	(120)高齢者や障がい者に必要な市営住宅の入居の支援を行い、入居者のニーズに応じ、住宅の様様替え申請を認めます。	住宅課
③ひとり暮らし高齢者の見守り活動の推進	(121)ひとり暮らしの高齢者が孤立せず、安心して生活できるよう、地域における見守り活動を推進します。	高齢介護課
④理解の促進と権利擁護の推進	(122)障がいがあることや外国人であること、部落差別問題などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれたいよう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図り、人権侵害の防止に努めるとともに、相談支援など権利擁護の取組を行います。	男女共同参画推進課 人権・同和政策課

施策項目	取組内容	担当課
⑤性的指向や性自認等に関する理解の促進	(123) 性的指向や性自認等に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組めます。	男女共同参画推進課 人権・同和政策課
⑥性的指向や性自認等により悩みを抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応	(124) 性的指向や性自認等により悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。	学校教育課

## 管理指標一覧

管理指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方(固定的な性別役割分担意識)について「そう思わない」市民の割合	65.4%※1	75%
男女共同参画に関心が「ある」市民の割合	53.0%※1	65%
「飯塚市男女共同参画プラン」について、少なくとも見たり聞いたりしたことがある市民の割合	7.5%※1	50%
学校教育の場で男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合	48.8%※1	70%
男女共同参画推進センター「サックス」を知っている市民の割合	13.7%※1	50%
男女共同参画推進センター「サックス」で実施されている男女共同参画を推進するための各種講座に参加したことがある市民の割合	3.4%※1	12%
市の目標審議会等の女性委員の割合	33.6%	40～60%
市職員の課長相当職以上の女性職員の割合	9.3%	20%
市職員の課長補佐相当職にある女性職員の割合 (市職員の係長相当職にある女性職員の割合)	26.3% (37.0%)	30% (40%)
まちづくり協議会の女性役員の割合が20%未満の地区数	6か所	0か所
女性人材バンクへの登録者数	23人	30人
職場での「昇格・昇進」について、男性の方が優遇されていると思う市民の割合	31.0%※1	20%
新規就農者における累積女性就農者数	2人	7人

管理指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市職員の男性の育児休業取得率	9.5%	13%
市職員の男性の育児参加の為の休暇の取得率	33.3%	50%
子育てしやすいまちと評価する人の割合	小学生：47.4% 就学前児童：39.8% ※2	50%
病児保育年間延べ利用者数	38人	156人
一時預かり年間利用者数	2,426人	6,000人
乳児家庭全戸訪問年間訪問割合	91.7%	100%
地域において認知症に対する正しい理解を促進し、認知症の方を支える地域づくりの一端を担う認知症サポーターの養成数	11,510人	16,510人
家庭における役割分担 「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合	60.7%※1	30%
家庭における役割分担 「病人・高齢者の世話（介護）」について「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合	56.7%※1	30%
地域活動の場で、男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合	27.6%※1	50%
直近1年間に何か地域活動に参加したことがある市民の割合	49.3%※1	60%
女性消防団員数	31人	38人
国民健康保険加入者における特定健診受診率	36.9%	60%
「交友関係や電話やメールを細かく監視」することが「DVだと思う」市民の割合	男性：66.5% 女性：70.1% ※1	男性：80% 女性：80%
「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった市民の割合	男性：4.2% 女性：6.3% ※1	男性：0% 女性：0%

※1 は令和3年度の調査結果、※2 は平成30年度の調査結果である。



## 第4章

# 計画実現のために



## 1 計画推進体制の充実・強化

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わっています。全庁をあげて男女共同参画を推進するため、前計画で構築した推進体制（次ページの計画推進体制のフロー参照）のさらなる充実・強化を徹底します。

### （1）庁内推進体制

本市では、本計画の施策を着実に実施するために庁内推進体制が十分機能するよう、市長を本部長とする「男女共同参画推進本部会議」、その下部組織として主に関係課長等で組織された「同推進協議会」、さらにその下部組織として「同推進員」を配置しています。それぞれの組織が全体として十分に機能するよう、部局間相互の課題の共有及び施策推進の審議等を行い、各部局との連携を強化し、本計画の総合的な推進を徹底します。

### （2）飯塚市男女共同参画推進委員会の運営

飯塚市男女共同参画推進条例第39条に基づき、「飯塚市男女共同参画推進委員会」に対し毎年度本計画の進行状況等を報告するとともに、男女共同参画行政に関し必要な事項について審議、提言を求めます。

### （3）飯塚市男女共同参画オンブズパーソン制度の周知

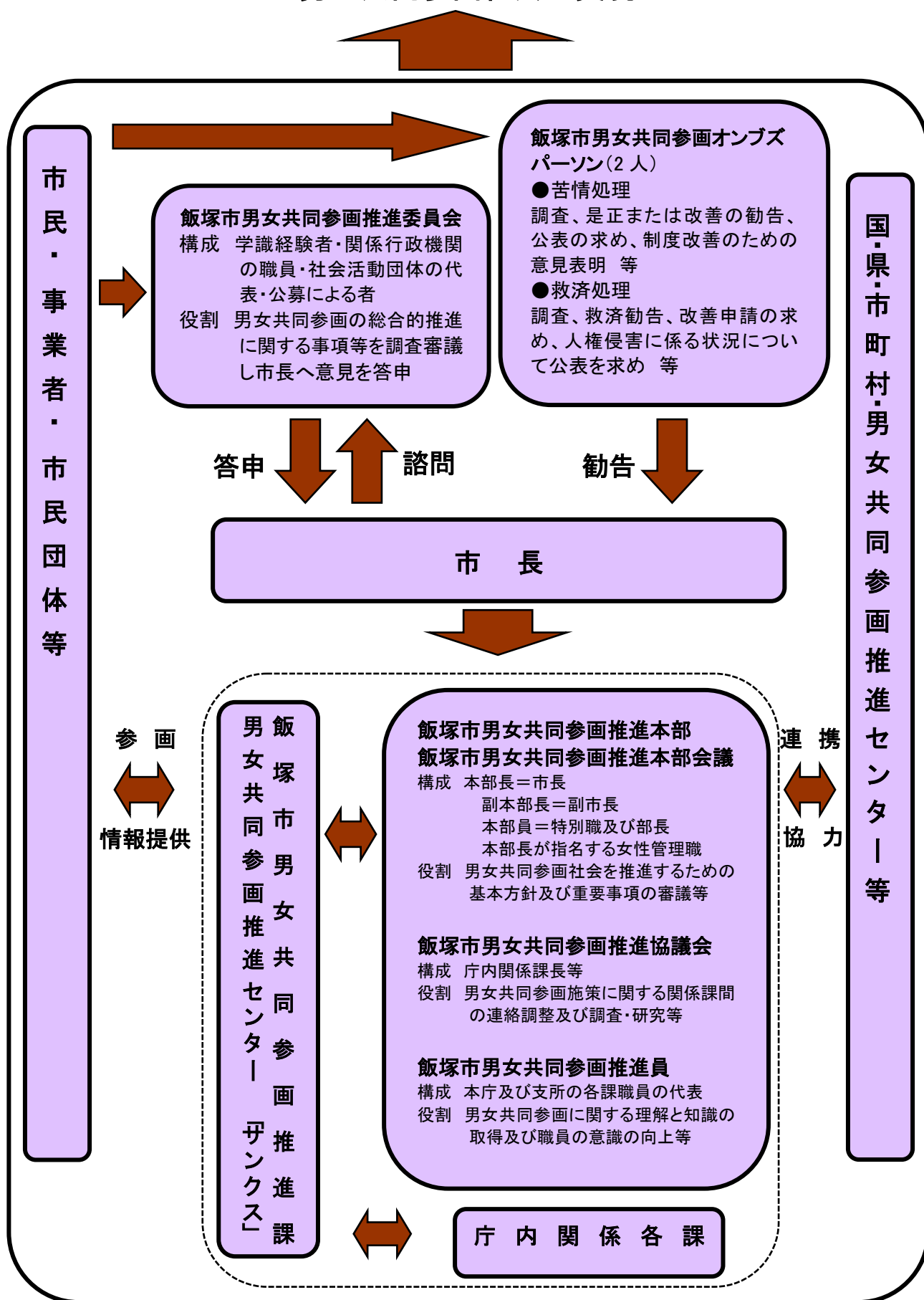
飯塚市男女共同参画推進条例第20条に基づき設置した「飯塚市男女共同参画オンブズパーソン」の周知を図り、市の施策に関する苦情及び人権侵害を受けたときの救済に対応します。

### （4）市職員に対する男女共同参画に関する情報提供と研修の充実

市職員の男女共同参画についての認識をさらに深めるため、市職員に対する男女共同参画に関する情報提供と研修の充実を図ります。

計画推進体制のフロー

男女共同参画社会の実現





## 2 市民や事業者等と行政との協働

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、他人事でなく自らのこととして取り組むとともに、事業者等の主体的な参画が必要です。そのため、あらゆる手段と機会を活用しながら、市民及び事業者等に対する広報・啓発を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向け、市民、市民団体、事業者等と連携を取りながら、活動の展開を図ります。

また、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現を図るため、各種市民団体が自ら男女共同参画社会の実現に向けて企画、活動する場合はその活動の支援を行います。

さらに、男女共同参画を推進する団体や人材の育成を進めることにより、持続性のある取組を行うための環境づくりを行います。

## 3 男女共同参画推進センター「サックス」の機能充実

本市では、男女共同参画推進条例第 19 条に基づき、男女共同参画推進センター「サックス」を男女共同参画の施策を総合的に展開する拠点として位置づけ、各種講座や相談事業を実施してきました。

しかし、市民意識調査の結果を見ると、様々な方法で情報啓発を行いましたが、「サックス」の認知度は、前回の調査結果よりもさらに低下しています。「サックス」自体の認知度が下がれば、当然そこで実施している各種講座や相談事業の認知度も下がる結果となっており、男女共同参画の施策を総合的に展開する拠点としての機能を果たすその認知度を向上することが、急務です。

また、「サックス」自体の広報強化はもとより、各種講座の実施にあたっては、従来のような意識啓発や知識習得中心ではなく、各地域における身近な課題を男女共同参画の視点で取り上げ、様々な機関と連携・協働しながら課題解決する実践的な取組への転換を図り、その機能充実に努めます。

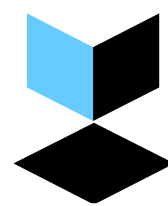
## 4 法的制度の整備・充実

男女共同参画社会実現に向け、市条例、規則、規程等の制定にあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮します。

## 5 国・県等との連携・協力体制の充実

本計画の効果的な推進を図るため、国、県、他市町村との連携や交流を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

また、国、県及びその他関係機関に対して、計画の推進上、必要な事項についての要請を行います。



資料編



# 1 男女共同参画関係用語

## ●【あ行】

### アンペイドワーク

無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。内閣府では、無償労働についての貨幣評価額を推計していますが、同推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを楽しむ主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供される行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としています。

### 育児・介護休業法

「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことで、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することで福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としています。労働者が申し出を行うことで育児休業・介護休業を取得することを権利として認めています。

### SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用した会員制ないし登録制のサービスのこと。友人・知人間のコミュニケーションを促進する手段や場、あるいは趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といった自身と直接関係のない他人との繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場になっています。自分のプロフィールや写真を会員に公開する機能や、互いにメールアドレスを知られること無く別の会員にメッセージを送る機能、友人に別の友人を紹介する機能、趣味や地域などテーマを決めて掲示板などで交流できるコミュニティ機能などで構成されています。

### M字カーブ（M字曲線）

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられます。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつあります。

### LGBTQ（セクシュアル・マイノリティ、性的少数者）

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）、Questioning（クエスチョニング）またはQueer（クイア）は性的指向や性自認が定まっていない人を指す）の頭文字をとった総称です。

### エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることです。女性の能力の開発と発揮、女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとする概念です。

## ●【か行】

### 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

## キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のことです。

## クォータ制（割当制）

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の具体的・積極的方策のひとつで人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。

たとえばノルウェーでは、政府の公的委員会は「少なくとも一方の性が40%を下回ってはならない」と立法化されています。

## 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子ども数に相当するとされています。

## 固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

## 【さ行】

### 参画

単にイベントなどに加わることは「参加」ですが、参加という段階からさらに一步踏み込んで、政策の企画立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを述べ、負担も責任も担い合うという主体的かつ積極的な態度や行動を「参画」としています。

### ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

### ジェンダー統計（男女別等統計）

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のことです。

### ジェンダーの視点

ジェンダーが性差別や固定的な性別役割分担、偏見等に繋がっている場合もあり、これらが社会的文化的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

### ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

### ジェンダー・ギャップ指数

世界各国の男女平等の度合いを数値化しランク付けしたもので、毎年、世界経済フォーラムから発表されている。指数は経済、教育、政治、保健分野のデータ（労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職、専門職に占める比率、健康寿命、国会議員、閣僚の比率など）から算出され、順位の高い国ほど男女間の格差が少ないといえる。

## 持続可能な開発のための2030 アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）

平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定しています。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされています。

### 指導的地位

「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成19年2月14日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されています。

## 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准しています。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定するものです。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。

### 性的指向・性自認（性同一性）

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もあります。

なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもあります。

### 性の商品化

女性をひとりの人間としてとらえるのではなく、性だけを人格と切り離し、性的対象物としてみるものであり、性を売買の対象とするものです。

### セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こりえるものです。

## 積極的改善措置（ポジティブアクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定しています。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実には存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となります。

## SOHO (small office home office)

企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態をいいます。就業形態の多様化の中で、労働者がその価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが必要です。

## 【た行】

### ダイバーシティ

「多様性」のこと。一人ひとりが持つ違い（性別、人種、国籍、宗教、年齢、職歴など）を受け入れ、それぞれを価値として活かすことで企業の競争力につなげようという考え方です。ダイバーシティという考え方は、1960年代の米国で公民権運動など人権問題への取り組みのなかで生まれたもので、「黒人と白人女性」に対する差別的な人事慣行（採用、業績評価など）を撤廃しようという動きが発端となり、やがてマイノリティ（障がい者、高齢者など）をすべて包括する考え方になり、企業社会の中へと浸透していきました。現在では、企業競争力の観点から重要性を増しています。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

### 男女共同参画センター（女性センター）

都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設です。「男女共同参画センター」「女性センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。

また、公設公営や公設民営だったり、男女共同参画センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は、様々です。男女共同参画センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。

「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設もあります。

### 男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のことで、雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律です。1986年6月に施行され、1997年に大幅な改正が行われました。2007年4月には、男女双方に対する差別的取扱いの禁止、間接差別の禁止などが盛り込まれた改正男女雇用機会均等法が新たに施行されました。

### デートDV

一般のDVとは異なり、婚姻関係のない恋人間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図で、交際関係であるため周囲の理解が得られず支援が受けにくいという問題があります。

婚姻関係にないため、従来は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一切適用されないという問題がありましたが、平成26年1月施行の改正法では「生活の本拠を同じくすること」という条件付きで、保護の対象とされています。

### ディーセント・ワーク

人間らしい生活を継続的に営める人間らしい労働条件のこと。直接的な労働条件としては労働時間（1日あたり1週あたり）、賃金、休日の日数、労働の内容、などが人間の尊厳と健康を損なうものでなく、人間らしい生活を持続的に営めることが求められます。さらに、それを保障する労働条件として、結社の自由・団体交渉権・失業保険・十分な雇用・雇用差別の廃止・最低賃金などが確保されている（つまり、労働者保護が十分である）ことが求められます。



## 同一労働同一賃金

同一の仕事（職種）に従事する労働者は皆、同一水準の賃金が支払われるべきだという概念で、性別、雇用形態（フルタイム、パートタイム、派遣社員など）、人種、宗教、国籍などに関係なく、労働の種類と量に基づいて賃金を支払う賃金政策のことをいいます。国際労働機関（ILO）では、同原則をILO憲章の前文に挙げており、基本的人権の一つとされています。

日本の企業は、正規労働者についての終身雇用の慣行に対して、非正規労働者の採用と解雇、正規労働者の残業・賞与の増減や配置転換・出向などによって労働力の調整を図ってきた経緯があり、このことが正規労働者と非正規労働者（特に残業や転勤が困難な女性）の均等処遇を妨げています。

平成28年12月20日、政府は「同一労働同一賃金ガイドライン案」を公表し、正社員と非正規社員で待遇差をつけるのが不合理か否かについて、基本給や賞与、各種手当など、対象を細かく分類したうえで具体的な例を示しています。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・パートナー等からの身体的・精神的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、望まない性の強要や、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれます。平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、都道府県が「配偶者暴力相談支援センター」を設置することや裁判所が保護命令を発することができることなどが規定されました。

平成20年の改正により保護命令の対象が拡大されたり、身体的暴力に限られていた保護命令も脅迫行為にて申請できるようになるなど、被害者の立場にたったものになりました。

また、平成25年の改正により、婚姻関係にある配偶者や事実婚の内縁者の場合だけでなく、一緒に同棲する未婚の男女間における暴力についても保護の対象となりました。

## 【は行】

### 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力（DV）被害者に対する身近な相談窓口として相談に応じ、支援に関する基本的な情報提供、被害者の安全確保や一時保護および自立のための情報提供、地域での生活を始めたDV被害者への継続的な支援を行う機関のことをいいます。

### ファミリー・サポート・センター

急な残業や子どもの病気などの変動的・突発的な保育需要などに対応するため、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において育児に関する相互援助活動を行う会員制の組織のことをいいます。

## 【ま行】

### 見える化

関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のことです。

### 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていきます。

### メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

## 面前DV

DVの中でも、親が子どもの目の前で配偶者や親族らに暴力をふるうことをいい、児童への心理的虐待として認知されています。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

すべての人が利用しやすいデザインをはじめから取り入れておくこと。障がい者対応という側面に力点をおいた「障壁除去（バリアフリー）」から、一歩進めて「全ての人のために」という考え方です。

## 【ら行】

### リベンジポルノ

元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいいます。

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされています。

定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ94、95、106（k）を参照。

URL:[https://www.gender.go.jp/international/int\\_norm/int\\_4th\\_kodo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html)

### ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルをいいます。「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。

### ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のこと。ロコモティブシンドロームの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できます。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

